

参考資料(医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ)

1. 現状と課題

# 医師数の年次推移

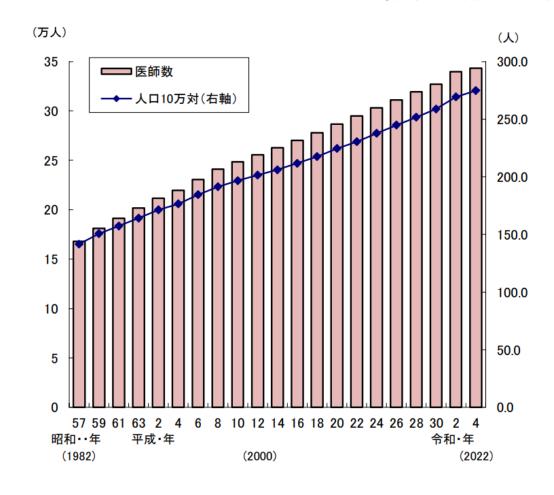
第5回医師養成過程を通じた医師 の偏在対策等に関する検討会 資料2

#### 月

# 医師数の年次推移

医師数	増減率	人口10万対
(人)	(%)	(人)
167 952		141.5
181 101	7.8	150.6
191 346	5.7	157.3
201 658	5.4	164.2
211 797	5.0	171.3
219 704	3.7	176.5
230 519	4.9	184.4
240 908	4.5	191.4
248 611	3.2	196.6
255 792	2.9	201.5
262 687	2.7	206.1
270 371	2.9	211.7
277 927	2.8	217.5
286 699	3.2	224.5
295 049	2.9	230.4
303 268	2.8	237.8
311 205	2.6	244.9
319 480	2.7	251.7
327 210	2.4	258.8
339 623	3.8	269.2
343 275	1.1	274.7
	(人) 167 952 181 101 191 346 201 658 211 797 219 704 230 519 240 908 248 611 255 792 262 687 270 371 277 927 286 699 295 049 303 268 311 205 319 480 327 210 339 623	(人) 167 952 181 101 7.8 191 346 5.7 201 658 5.4 211 797 5.0 219 704 3.7 230 519 4.9 240 908 4.5 248 611 3.2 255 792 2.9 262 687 2.7 270 371 2.9 277 927 2.8 286 699 3.2 295 049 3.9 303 268 3.1 205 2.6 319 480 2.7 327 210 2.4 339 623 3.8

# 各年 12 月 31 日現在

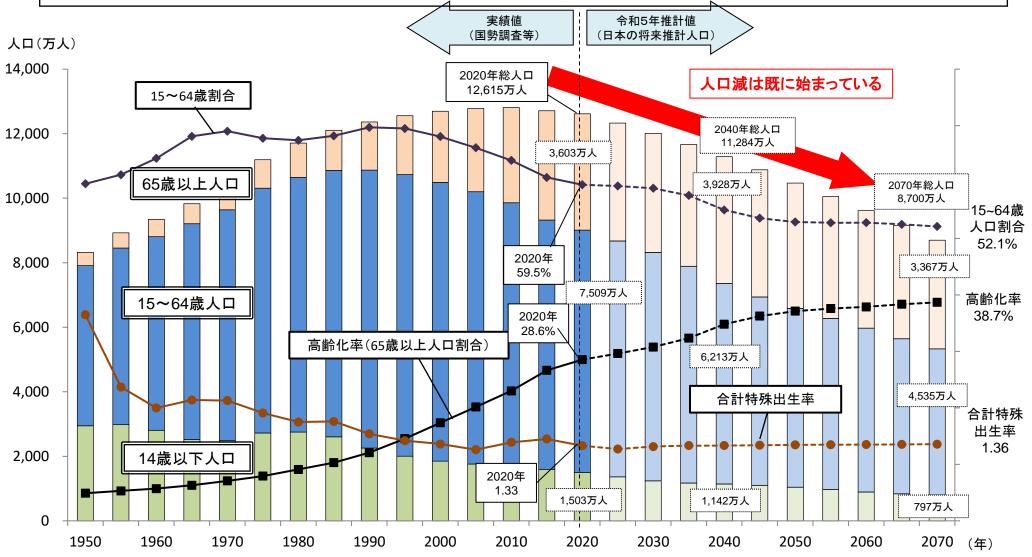


出典:令和4(2022)年医師・歯科医師・薬剤師統計の概況(結果の概要) https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/ishi/22/dl/R04 kekka-0.pdf

# 日本の人口の推移

の偏在対策等に関する検討会 資料1

○ 日本の人口は近年減少局面を迎えている。2070年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は 39%の水準になると推計されている。



(出所) 2020年までの人口は総務省「国勢調査」、合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、 2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」(出生中位(死亡中位)推計)

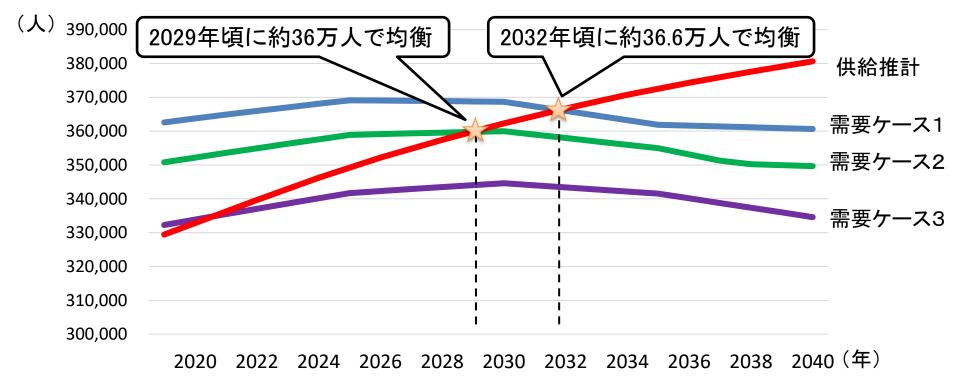
出典:厚生労働省HP 我が国の人口について https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage 21481.html に一部加筆

# 医師の需給推計についる

医療従事者の需給に関する検討会 第35回 医師需給分科会 令和2年8月31日 資料1(一部改)

医師需給は、労働時間を週60時間程度に制限する等の仮定をおく「需要ケース2」において、2023年(令和5 年)の医学部入学者が医師となると想定される2029年(令和11年)頃に均衡すると推計される。

- 供給推計 今後の医学部定員を令和2年度の9.330人として推計。
  - ※ 性年齢階級別に異なる勤務時間を考慮するため、全体の平均勤務時間と性年齢階級別の勤務時間の比を仕事率とし、仕事量換算した。
- 需要推計 労働時間、業務の効率化、受療率等、一定の幅を持って推計を行った。
  - ・ケース1(労働時間を週55時間に制限等 ≒年間720時間の時間外・休日労働に相当)
  - ケース2(労働時間を週60時間に制限等 ≒年間960時間の時間外・休日労働に相当)
  - ・ケース3(労働時間を週78.75時間に制限等 ≒年間1860時間の時間外・休日労働に相当)



# 医師偏在指標の算定式

令和6年9月30日新たな地域医療構想等に関する検討会資料

令和6年11月20日新たな地域医療構想等に関する検討会資料

令和6年11月28日医療部会資料

第一関	4 回り す る	也域図		想及 キ こ	び医, グ	師確グ	保計 ル ー	画に	資料1
令	和	4	年	5	月	1	1	日	

標準化医師数※1

地域の人口 / 10万 × 地域の標準化受療率比※2

医師偏在指標

(※3) 地域の期待受療率 = Σ(全国の性年齢階級別調整受療率※4 × 地域の性年齢階級別人口) 地域の人口

- (※4) 全国の性年齢階級別調整受療率 = 無床診療所医療医師需要度※5 × 全国の無床診療所受療率 + 全国の入院受療率
- (※5)無床診療所医療医師需要度 = マクロ需給推計における外来医師需要/全国の無床診療所外来患者数※6 マクロ需給推計における入院医師需要/全国の入院患者数
- (※6)全国の無床診療所外来患者数 = 全国の外来患者数 × 初診・再診・在宅医療算定回数 [無床診療所] 初診・再診・在宅医療算定回数 [有床診療所・無床診療所]

さらに、患者の流出入に基づく増減を反映するために、(※4)全国の性年齢階級別調整受療率を次のように修正を加えて計算する

性年齢階級別調整受療率(流出入反映) = 無床診療所医療医師需要度 × 全国の無床診療所受療率 × 無床診療所患者流出入調整計数<sup>※7</sup> + 全国の入院受療率 × 入院患者流出入調整計数<sup>※8</sup>

(※7)無床診療所患者流出入調整計数 = 無床診療所患者数(患者所在地)+無床診療所患者流入数 - 無床診療所患者流出数 無床診療所患者数(患者所在地)

令和6年1月29日医師養成過程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会 資料(一部改)

# 都道府県別の医師偏在指標(令和6年1月公表版)

#### (都道府県別)

都道府県コード	都道府県	医師偏在指標
00	全国	255.6
01	北海道	233.8
02	青森県	184.3
03	岩手県	182.5
04	宮城県	247.3
05	秋田県	199.4
06	山形県	200.2
07	福島県	190.5
08	茨城県	193.6
09	栃木県	230.5
10	群馬県	219.7
11	埼玉県	196.8
12	千葉県	213.0
13	東京都	353.9
14	神奈川県	247.5
15	新潟県	184.7

都道府県コード	都道府県	医師偏在指標
16	富山県	238.8
17	石川県	279.8
18	福井県	246.8
19	山梨県	240.8
20	長野県	219.9
21	岐阜県	221.5
22	静岡県	211.8
23	愛知県	240.2
24	三重県	225.6
25	滋賀県	260.4
26	京都府	326.7
27	大阪府	288.6
28	兵庫県	266.5
29	奈良県	268.9
30	和歌山県	274.9
31	鳥取県	270.4

		上位1/3		下位1/3
都道府県コード	都	道府県	医師	偏在指標
32	島根	県		265.1
33	岡山県	県		299.6
34	広島	県		254.2
35	山口	具		228.0
36	徳島り	具		289.3
37	香川県	具		266.9
38	愛媛!	県		246.4
39	高知り	<b></b>		268.2
40	福岡県	<b>黒</b>		313.3
41	佐賀!	<b></b>		272.3
42	長崎!	県		284.0
43	熊本!	<b></b>		271.0
44	大分!	<b></b>		259.7
45	宮崎			227.0
46	鹿児	島県		254.8
47	沖縄!			292.1

#### (医師偏在指標について)

医師偏在指標は、医師偏在対策の推進において活用されるものであるが、指標の算定に当たっては、一定の仮定が必要であり、また、入手で きるデータの限界などにより指標の算定式に必ずしも全ての医師偏在の状況を表しうる要素を盛り込めているものではない。このため、医師偏 在指標の活用に当たっては、医師の絶対的な充足状況を示すものではなく、あくまでも相対的な偏在の状況を表すものであるという性質を十分 に理解した上で、数値を絶対的な基準として取り扱うことや機械的な運用を行うことのないよう十分に理解した上で、活用する必要がある。

※上位1/3の閾値を266.9、下位1/3の閾値を228.0と設定している。

# 二次医療圏別の医師偏在指標(令和6年1月公表版)①

医師確保計画策定ガイドライン〜第8次(前期)〜に基づき、都道府県の医師確保計画の策定スケジュールを踏まえ、各都道府県の二次医療圏が確定する前の段階(2022年3月時点)の二次医療圏における指標の値について**上位1/3の閾値を217.6、下位1/3の閾値を179.3**と設定している(小数第2位以下略)。なお今後、都道府県における第8次医療計画の策定に当たり二次医療圏の見直し等が行われた場合は、見直し後の二次医療圏の医師偏在指標を再計算し、前述の閾値を用いて区分分けを行う。したがって、上位1/3、下位1/3に区分される二次医療圏の数は、全国の二次医療圏の総数の1/3と必ずしも一致しない場合があり得る。

(二次医療圏別)

(二次医療圏別)					
医療圏コード	都道府県	二次医療圏	医師偏在指標		
00	全国	全国	255.6		
0101	北海道	南渡島	205.5		
0102	北海道	南檜山	139.0		
0103	北海道	北渡島檜山	112.6		
0104	北海道	札幌	282.4		
0105	北海道	後志	205.9		
0106	北海道	南空知	166.9		
0107	北海道	中空知	195.1		
0108	北海道	北空知	145.0		
0109	北海道	西胆振	184.0		
0110	北海道	東胆振	180.7		
0111	北海道	日高	152.0		
0112	北海道	上川中部	291.0		
0113	北海道	上川北部	186.6		
0114	北海道	富良野	135.3		
0115	北海道	留萌	181.3		
0116	北海道	宗谷	130.2		
0117	北海道	北網	144.1		
0118	北海道	遠紋	148.3		
0119	北海道	十勝	192.8		
0120	北海道	釧路	158.8		
0121	北海道	根室	116.6		
0201	青森県	津軽地域	253.2		
0202	青森県	八戸地域	164.4		
0203	青森県	青森地域	186.6		
0204	青森県	西北五地域	126.3		
0205	青森県	上十三地域	139.6		
0206	青森県	下北地域	152.7		
0301	岩手県	盛岡	244.6		
0302	岩手県	岩手中部	135.4		
0303	岩手県	胆江	144.9		
0304	岩手県	両磐	151.1		
0305	岩手県	気仙	144.1		
0306	岩手県	釜石	107.8		
0307	岩手県	宮古	134.5		
0308	岩手県	久慈	142.4		
0309	岩手県	二戸	200.9		

		上位1/3	下位1/3
医療圏コード	都道府県	二次医療圏	医師偏在指標
0401	宮城県	仙南	169.7
0403	宮城県	仙台	288.8
0406	宮城県	大崎・栗原	172.6
0409	宮城県	石巻・登米・気仙沼	164.0
0501	秋田県	県北	142.0
0502	秋田県	県央	243.4
0503	秋田県	県南	159.6
0601	山形県	村山	237.4
0602	山形県	最上	120.0
0603	山形県	置賜	189.2
0604	山形県	庄内	162.8
0701	福島県	県北	266.1
0702	福島県	県中	188.3
0703	福島県	県南	162.7
0706	福島県	相双	155.5
0707	福島県	いわき	123.2
0708	福島県	会津・南会津	168.9
0801	茨城県	水戸	231.2
0802	茨城県	日立	140.3
0803	茨城県	常陸太田・ひたちなか	140.3
0804	茨城県	鹿行	137.2
0805	茨城県	土浦	184.4
0806	茨城県	つくば	337.7
0807	茨城県	取手・竜ヶ崎	173.3
0808	茨城県	筑西・下妻	153.0
0809	茨城県	古河・坂東	148.8
0901	栃木県	県北	171.2
0902	栃木県	県西	168.1
0903	栃木県	宇都宮	207.6
0904	栃木県	県東	207.0
0905	栃木県	県南	345.3
0906	栃木県	両毛	179.3

医療圏コード	都道府県	二次医療圏	医師偏在指標
1001	群馬県	前橋	340.2
1002	群馬県	渋川	175.8
1003	群馬県	伊勢崎	179.1
1004	群馬県	高崎・安中	210.8
1005	群馬県	藤岡	181.3
1006	群馬県	富岡	181.7
1007	群馬県	吾妻	154.4
1008	群馬県	沼田	206.4
1009	群馬県	桐生	174.5
1010	群馬県	太田・館林	149.7
1101	埼玉県	南部	203.7
1102	埼玉県	南西部	207.0
1103	埼玉県	東部	182.0
1104	埼玉県	さいたま	236.6
1105	埼玉県	県央	190.8
1106	埼玉県	川越比企	215.6
1107	埼玉県	西部	211.3
1108	埼玉県	利根	155.7
1109	埼玉県	北部	163.6
1110	埼玉県	秩父	157.5
1201	千葉県	千葉	268.6
1202	千葉県	東葛南部	199.5
1203	千葉県	東葛北部	203.1
1204	千葉県	印旛	210.3
1205	千葉県	香取海匝	196.4
1206	千葉県	山武長生夷隅	145.1
1207	千葉県	安房	322.6
1208	千葉県	君津	173.5
1209	千葉県	市原	200.1

		上位1/3	下位1/3
医療圏コード	都道府県	二次医療圏	医師偏在指標
1301	東京都	区中央部	789.8
1302	東京都	区南部	380.4
1303	東京都	区西南部	413.7
1304	東京都	区西部	569.1
1305	東京都	区西北部	295.8
1306	東京都	区東北部	216.4
1307	東京都	区東部	307.6
1308	東京都	西多摩	138.1
1309	東京都	南多摩	164.6
1310	東京都	北多摩西部	254.4
1311	東京都	北多摩南部	312.5
1312	東京都	北多摩北部	196.4
1313	東京都	島しょ	131.6
1404	神奈川県	川崎北部	285.3
1405	神奈川県	川崎南部	347.3
1406	神奈川県	横須賀・三浦	235.0
1407	神奈川県	湘南東部	202.4
1408	神奈川県	湘南西部	238.1
1409	神奈川県	県央	187.4
1410	神奈川県	相模原	217.7
1411	神奈川県	県西	177.1
1412	神奈川県	横浜	260.8
1501	新潟県	下越	156.0
1502	新潟県	新潟	234.3
1503	新潟県	県央	141.6
1504	新潟県	中越	158.2
1505	新潟県	魚沼	132.0
1506	新潟県	上越	159.6
1507	新潟県	佐渡	138.9
1601	富山県	新川	213.0
1602	富山県	富山	273.2
1603	富山県	高岡	211.5
1604	富山県	砺波	202.2
1701	石川県	南加賀	202.9
1702	石川県	石川中央	328.0
1703	石川県	能登中部	196.8
1704	石川県	能登北部	151.7

上仕1/2 下仕1/2

(二次医療圏別)

# 二次医療圏別の医師偏在指標(令和6年1月公表版)②

(二次医療圏別)

1801 福井県 1802 福井県 1803 福井県 1804 福井県 1901 山梨県 1902 山梨県 1903 山梨県 2001 長野県 2002 長野県 2003 長野県 2004 長野県 2005 長野県 2006 長野県 2007 長野県 2008 長野県 2008 長野県 2009 長野県 2010 長野県	福井·坂井 奥越 丹南 嶺南 中北 峡東	301.0 146.0 145.9 181.3
1803 福井県 1804 福井県 1901 山梨県 1902 山梨県 1903 山梨県 1904 山梨県 2001 長野県 2002 長野県 2003 長野県 2004 長野県 2005 長野県 2006 長野県 2007 長野県 2008 長野県	丹南 嶺南 中北	145.9
1804 福井県 1901 山梨県 1902 山梨県 1903 山梨県 1904 山梨県 2001 長野県 2002 長野県 2003 長野県 2004 長野県 2005 長野県 2006 長野県 2007 長野県 2008 長野県	嶺南 中北	
1901 山梨県 1902 山梨県 1903 山梨県 1904 山梨県 2001 長野県 2002 長野県 2003 長野県 2004 長野県 2005 長野県 2006 長野県 2007 長野県 2008 長野県	中北	181.3
1902 山梨県 1903 山梨県 1904 山梨県 2001 長野県 2002 長野県 2003 長野県 2004 長野県 2005 長野県 2006 長野県 2007 長野県 2008 長野県 2009 長野県		
1903 山梨県 1904 山梨県 2001 長野県 2002 長野県 2003 長野県 2004 長野県 2005 長野県 2006 長野県 2007 長野県 2008 長野県 2009 長野県	<b>岐</b> 南	271.6
1904 山梨県 2001 長野県 2002 長野県 2003 長野県 2004 長野県 2005 長野県 2006 長野県 2007 長野県 2008 長野県 2009 長野県	*XX	179.7
2001     長野県       2002     長野県       2003     長野県       2004     長野県       2005     長野県       2006     長野県       2007     長野県       2008     長野県       2009     長野県	峡南	198.7
2002     長野県       2003     長野県       2004     長野県       2005     長野県       2006     長野県       2007     長野県       2008     長野県       2009     長野県	富士・東部	222.5
2003 長野県 2004 長野県 2005 長野県 2006 長野県 2007 長野県 2008 長野県 2009 長野県	佐久	222.6
2004 長野県 2005 長野県 2006 長野県 2007 長野県 2008 長野県 2009 長野県	上小	155.2
2005     長野県       2006     長野県       2007     長野県       2008     長野県       2009     長野県	諏訪	210.2
2006 長野県 2007 長野県 2008 長野県 2009 長野県	上伊那	167.2
2007 長野県 2008 長野県 2009 長野県	飯伊	164.4
2008 長野県 2009 長野県	木曽	162.3
2009 長野県	松本	330.5
	大北	200.6
2010 長野県	長野	193.9
2010	北信	186.7
2101 岐阜県	岐阜	275.6
2102 岐阜県	西濃	168.1
2103 岐阜県	中濃	190.5
2104 岐阜県	東濃	201.0
2105 岐阜県	飛騨	168.0
2201 静岡県	賀茂	144.4
2202 静岡県	熱海伊東	190.4
2203 静岡県	駿東田方	201.4
2204 静岡県	富士	157.9
2205 静岡県	静岡	234.4
2206 静岡県	志太榛原	191.8
2207 静岡県	中東遠	176.3
2208 静岡県	1 / / /	258.0

		上位1/3	下位1/3
医療圏コード	都道府県	二次医療圏	医師偏在指標
2302	愛知県	海部	207.7
2304	愛知県	尾張東部	333.2
2305	愛知県	尾張西部	214.9
2306	愛知県	尾張北部	185.2
2307	愛知県	知多半島	196.5
2308	愛知県	西三河北部	148.0
2309	愛知県	西三河南部西	194.7
2310	愛知県	西三河南部東	188.8
2311	愛知県	東三河北部	165.2
2312	愛知県	東三河南部	184.2
2313	愛知県	名古屋・尾張中部	305.4
2401	三重県	北勢	210.4
2402	三重県	中勢伊賀	259.8
2403	三重県	南勢志摩	217.8
2404	三重県	東紀州	162.3
2501	滋賀県	大津	373.5
2502	滋賀県	湖南	262.2
2503	滋賀県	甲賀	176.8
2504	滋賀県	東近江	218.3
2505	滋賀県	湖東	181.0
2506	滋賀県	湖北	217.6
2507	滋賀県	湖西	245.0
2601	京都府	丹後	155.6
2602	京都府	中丹	198.2
2603	京都府	南丹	177.1
2604	京都府	京都・乙訓	401.4
2605	京都府	山城北	207.1
2606	京都府	山城南	160.8
2701	大阪府	豊能	350.7

大阪府

大阪府

大阪府

大阪府

大阪府

大阪府

大阪府

2702 2703

2705

2706 2707

2708

三島

北河内

中河内

南河内

堺市

泉州

大阪市

277.5

232.4

205.5

286.0

225.6

218.8

369.0

2801       兵庫県       神戸       323.3         2804       兵庫県       東播磨       231.6         2805       兵庫県       北播磨       206.6         2808       兵庫県       但馬       209.9         2809       兵庫県       沙路       216.3         2810       兵庫県       淡路       216.3         2811       兵庫県       振磨姫路       214.4         2901       奈良県       奈良       266.3         2902       奈良県       東和       281.7         2903       奈良県       西和       210.8         2904       奈良県       中和       312.3         2905       奈良県       中和       312.3         2905       奈良県       中和       312.3         3001       和歌山県       和歌山県       347.0         3002       和歌山県       那質       194.8         3003       和歌山県       有田       180.8         3004       和歌山県       有田       180.8         3005       和歌山県       有田       180.8         3006       和歌山県       東部       222.0         3101       鳥取県       東部       222.0         3102       鳥根県       松江       247.1	医療圏コード	都道府県	二次医療圏	医師偏在指標
2805       兵庫県       北播磨       209.9         2808       兵庫県       但馬       209.9         2809       兵庫県       丹波       203.8         2810       兵庫県       淡路       216.3         2811       兵庫県       振磨姫路       214.4         2901       奈良県       奈良       266.3         2902       奈良県       東和       281.7         2903       奈良県       西和       210.8         2904       奈良県       中和       312.3         2905       奈良県       中和       312.3         3001       和歌山県       和歌山       347.0         3002       和歌山県       那賀       194.8         3003       和歌山県       那賀       194.8         3004       和歌山県       新賀       194.8         3005       和歌山県       有田       180.8         3005       和歌山県       有田       180.8         3005       和歌山県       毎       217.2         3007       和歌山県       田辺       216.5         3007       和歌山県       東部       222.0         3101       鳥取県       東部       222.0         3102       鳥根県       松江       247.1	2801	兵庫県	神戸	323.3
2808       兵庫県       但馬       209.9         2809       兵庫県       丹波       203.8         2810       兵庫県       淡路       216.3         2811       兵庫県       版神       279.7         2812       兵庫県       播磨姫路       214.4         2901       奈良県       奈良       266.3         2902       奈良県       東和       281.7         2903       奈良県       中和       312.3         2904       奈良県       中和       312.3         2905       奈良県       中和       312.3         3001       和歌山県       和歌山       347.0         3002       和歌山県       那賀       194.8         3003       和歌山県       那賀       194.8         3004       和歌山県       有田       180.8         3005       和歌山県       有田       180.8         3006       和歌山県       毎坊       243.9         3007       和歌山県       新宮       162.2         3101       鳥取県       東部       222.0         3102       鳥取県       中部       205.4         3103       鳥取県       四部       350.8         3201       島根県       大田       172.1 </td <td>2804</td> <td>兵庫県</td> <td>東播磨</td> <td>231.6</td>	2804	兵庫県	東播磨	231.6
2809       兵庫県       丹波       203.8         2810       兵庫県       淡路       216.3         2811       兵庫県       版神       279.7         2812       兵庫県       播磨姫路       214.4         2901       奈良県       奈良       266.3         2902       奈良県       東和       210.8         2903       奈良県       西和       210.8         2904       奈良県       中和       312.3         2905       奈良県       中和       312.3         3001       和歌山県       和歌山       347.0         3002       和歌山県       那質       194.8         3003       和歌山県       那質       194.8         3004       和歌山県       新質       194.8         3005       和歌山県       海市       262.2         3004       和歌山県       有田       180.8         305       和歌山県       毎坊       243.9         306       和歌山県       毎坊       243.9         307       和歌山県       東部       222.0         3101       鳥取県       東部       222.0         3102       鳥根県       松江       247.1         3202       島根県       大田       172.1 <td>2805</td> <td>兵庫県</td> <td>北播磨</td> <td>206.6</td>	2805	兵庫県	北播磨	206.6
2810     兵庫県     淡路     216.3       2811     兵庫県     阪神     279.7       2812     兵庫県     播磨姫路     214.4       2901     奈良県     奈良     266.3       2902     奈良県     東和     281.7       2903     奈良県     西和     210.8       2904     奈良県     中和     312.3       2905     奈良県     中和     347.0       3001     和歌山県     和歌山     347.0       3002     和歌山県     那質     194.8       3003     和歌山県     那質     194.8       3004     和歌山県     郵質     194.8       3005     和歌山県     御坊     243.9       3006     和歌山県     毎坊     243.9       3007     和歌山県     新宮     162.2       3101     鳥取県     東部     222.0       3102     鳥取県     中部     205.4       3103     鳥取県     四部     350.8       3201     島根県     松江     247.1       3202     島根県     大田     172.1       3203     島根県     大田     238.7       3204     島根県     英田     238.7       3205     島根県     延田     230.7       3301     岡山県     県南西部     292.8	2808	兵庫県	但馬	209.9
2811     兵庫県     阪神     279.7       2812     兵庫県     播磨姫路     214.4       2901     奈良県     奈良     266.3       2902     奈良県     東和     281.7       2903     奈良県     西和     210.8       2904     奈良県     中和     312.3       2905     奈良県     南和     262.2       3001     和歌山県     和歌山     347.0       3002     和歌山県     那賀     194.8       3003     和歌山県     那賀     194.8       3004     和歌山県     那賀     194.8       3005     和歌山県     御坊     243.9       3006     和歌山県     田辺     216.5       3007     和歌山県     新宮     162.2       3101     鳥取県     東部     222.0       3102     鳥取県     東部     222.0       3103     鳥取県     四部     350.8       3201     島根県     松江     247.1       3202     島根県     大田     172.1       3203     島根県     共田     238.7       3204     島根県     英田     238.7       3205     島根県     延田     238.7       3206     島根県     藤田     176.0       3207     島根県     藤田     20.2	2809	兵庫県	丹波	203.8
2812     兵庫県     播磨姫路     214.4       2901     奈良県     奈良     266.3       2902     奈良県     東和     281.7       2903     奈良県     西和     210.8       2904     奈良県     中和     312.3       2905     奈良県     南和     262.2       3001     和歌山県     和歌山     347.0       3002     和歌山県     那質     194.8       3003     和歌山県     那質     194.8       3004     和歌山県     新質     180.8       3005     和歌山県     毎万     243.9       3006     和歌山県     毎万     162.2       3101     鳥取県     東部     222.0       3102     鳥取県     東部     222.0       3103     鳥取県     四部     350.8       3201     島根県     松江     247.1       3202     島根県     四部     393.2       3203     島根県     大田     172.1       3205     島根県     浜田     238.7       3206     島根県     浜田     238.7       3207     島根県     藤岐     203.7       3301     岡山県     県南東部     346.8       3302     岡山県     県南西部     292.8       3303     岡山県     高梁・新見     148.2<	2810	兵庫県	淡路	216.3
2901       奈良県       奈良       266.3         2902       奈良県       東和       281.7         2903       奈良県       西和       210.8         2904       奈良県       中和       312.3         2905       奈良県       南和       262.2         3001       和歌山県       和歌山       347.0         3002       和歌山県       那質       194.8         3003       和歌山県       那質       194.8         3004       和歌山県       新質       180.8         3005       和歌山県       御坊       243.9         3006       和歌山県       毎坊       243.9         3007       和歌山県       新宮       162.2         3101       鳥取県       東部       222.0         3102       鳥取県       中部       205.4         3103       鳥取県       四部       350.8         3201       島根県       松江       247.1         3202       島根県       大田       128.5         3203       島根県       大田       172.1         3205       島根県       浜田       238.7         3206       島根県       浜田       238.7         3207       島根県       藤岐       203.7 <td>2811</td> <td>兵庫県</td> <td>阪神</td> <td>279.7</td>	2811	兵庫県	阪神	279.7
2902     奈良県     東和     281.7       2903     奈良県     西和     210.8       2904     奈良県     中和     312.3       2905     奈良県     南和     262.2       3001     和歌山県     和歌山     347.0       3002     和歌山県     那質     194.8       3003     和歌山県     新国     194.8       3004     和歌山県     有田     180.8       3005     和歌山県     御坊     243.9       3006     和歌山県     田辺     216.5       3007     和歌山県     新宮     162.2       3101     鳥取県     東部     222.0       3102     鳥取県     中部     205.4       3103     鳥取県     西部     350.8       3201     島根県     松江     247.1       3202     島根県     大田     172.1       3203     島根県     大田     172.1       3205     島根県     浜田     238.7       3206     島根県     浜田     203.7       3301     岡山県     県南東部     346.8       3302     岡山県     県南西部     292.8       3303     岡山県     高梁・新見     148.2       3304     岡山県     真庭     166.6	2812	兵庫県	播磨姫路	214.4
2903     奈良県     西和     210.8       2904     奈良県     中和     312.3       2905     奈良県     南和     262.2       3001     和歌山県     和歌山     347.0       3002     和歌山県     那質     194.8       3003     和歌山県     新本     217.2       3004     和歌山県     有田     180.8       3005     和歌山県     御坊     243.9       3006     和歌山県     田辺     216.5       3007     和歌山県     新宮     162.2       3101     鳥取県     東部     222.0       3102     鳥取県     中部     205.4       3103     鳥取県     西部     350.8       3201     島根県     松江     247.1       3202     島根県     雲南     128.5       3203     島根県     大田     172.1       3205     島根県     浜田     238.7       3206     島根県     浜田     238.7       3207     島根県     藤田     176.0       3207     島根県     藤岐     203.7       3301     岡山県     県南西部     346.8       3302     岡山県     県南西部     292.8       3303     岡山県     高梁・新見     148.2       3304     岡山県     真庭     166.6 </td <td>2901</td> <td>奈良県</td> <td>奈良</td> <td>266.3</td>	2901	奈良県	奈良	266.3
2904     奈良県     中和     312.3       2905     奈良県     南和     262.2       3001     和歌山県     和歌山     347.0       3002     和歌山県     那質     194.8       3003     和歌山県     新国     180.8       3004     和歌山県     有田     180.8       3005     和歌山県     御坊     243.9       3006     和歌山県     田辺     216.5       3007     和歌山県     新宮     162.2       3101     鳥取県     東部     222.0       3102     鳥取県     中部     205.4       3103     鳥取県     西部     350.8       3201     島根県     松江     247.1       3202     島根県     雲南     128.5       3203     島根県     大田     172.1       3205     島根県     浜田     238.7       3206     島根県     浜田     238.7       3207     島根県     藤町     203.7       3301     岡山県     県南東部     346.8       3302     岡山県     県南西部     292.8       3303     岡山県     真庭     166.6	2902	奈良県	東和	281.7
2905     奈良県     南和     262.2       3001     和歌山県     和歌山     347.0       3002     和歌山県     那賀     194.8       3003     和歌山県     橋本     217.2       3004     和歌山県     有田     180.8       3005     和歌山県     御坊     243.9       3006     和歌山県     田辺     216.5       3007     和歌山県     新宮     162.2       3101     鳥取県     東部     222.0       3102     鳥取県     中部     205.4       3103     鳥取県     西部     350.8       3201     島根県     松江     247.1       3202     島根県     雲南     128.5       3203     島根県     大田     172.1       3205     島根県     浜田     238.7       3206     島根県     益田     176.0       3207     島根県     極岐     203.7       3301     岡山県     県南東部     346.8       3302     岡山県     県南西部     292.8       3303     岡山県     高梁・新見     148.2       3304     岡山県     真庭     166.6	2903	奈良県	西和	210.8
3001   和歌山県   和歌山   347.0   3002   和歌山県   那質   194.8   3003   和歌山県   橋本   217.2   3004   和歌山県   有田   180.8   3005   和歌山県   毎坊   243.9   3006   和歌山県   田辺   216.5   3007   和歌山県   新宮   162.2   3101   鳥取県   東部   222.0   3102   鳥取県   中部   205.4   3103   鳥取県   西部   350.8   3201   島根県   松江   247.1   3202   島根県   世雲   393.2   3204   島根県   世雲   393.2   3204   島根県   大田   172.1   3205   島根県   近雲   323.7   3206   島根県   益田   176.0   3207   島根県   極岐   203.7   3301   岡山県   県南東部   346.8   3302   岡山県   県南西部   292.8   3303   岡山県   真庭   166.6	2904	奈良県	中和	312.3
3002   和歌山県   那質   194.8     3003   和歌山県   橋本   217.2     3004   和歌山県   有田   180.8     3005   和歌山県   御坊   243.9     3006   和歌山県   田辺   216.5     3007   和歌山県   新宮   162.2     3101   鳥取県   東部   222.0     3102   鳥取県   中部   205.4     3103   鳥取県   西部   350.8     3201   島根県   松江   247.1     3202   島根県   松江   247.1     3202   島根県   出雲   393.2     3204   島根県   大田   172.1     3205   島根県   浜田   238.7     3206   島根県   益田   176.0     3207   島根県   陸岐   203.7     3301   岡山県   県南東部   346.8     3302   岡山県   県南西部   292.8     3303   岡山県   真庭   166.6	2905	奈良県	南和	262.2
3003   和歌山県   橋本   217.2     3004   和歌山県   有田   180.8     3005   和歌山県   御坊   243.9     3006   和歌山県   田辺   216.5     3007   和歌山県   新宮   162.2     3101   鳥取県   東部   222.0     3102   鳥取県   中部   205.4     3103   鳥取県   西部   350.8     3201   島根県   松江   247.1     3202   島根県   松江   247.1     3202   島根県   大田   172.1     3203   島根県   大田   172.1     3205   島根県   浜田   238.7     3206   島根県   益田   176.0     3207   島根県   極岐   203.7     3301   岡山県   県南東部   346.8     3302   岡山県   県南西部   292.8     3303   岡山県   真庭   166.6	3001	和歌山県	和歌山	347.0
3004   和歌山県   有田	3002	和歌山県	那賀	194.8
3005     和歌山県     御坊     243.9       3006     和歌山県     田辺     216.5       3007     和歌山県     新宮     162.2       3101     鳥取県     東部     222.0       3102     鳥取県     中部     205.4       3103     鳥取県     西部     350.8       3201     島根県     松江     247.1       3202     島根県     雲南     128.5       3203     島根県     出雲     393.2       3204     島根県     大田     172.1       3205     島根県     浜田     238.7       3206     島根県     益田     176.0       3207     島根県     隠岐     203.7       3301     岡山県     県南東部     346.8       3302     岡山県     県南西部     292.8       3303     岡山県     高梁・新見     148.2       3304     岡山県     真庭     166.6	3003	和歌山県	橋本	217.2
3006   和歌山県   田辺   216.5   3007   和歌山県   新宮   162.2   3101   鳥取県 東部   222.0   3102   鳥取県 中部   205.4   3103   鳥取県 西部   350.8   3201   島根県 松江   247.1   3202   島根県 松江   247.1   3202   島根県 出雲   393.2   3204   島根県	3004	和歌山県	有田	180.8
3007   和歌山県   新宮   162.2   3101   鳥取県   東部   222.0   3102   鳥取県   中部   205.4   3103   鳥取県   西部   350.8   3201   島根県   松江   247.1   3202   島根県   雲南   128.5   3203   島根県   出雲   393.2   3204   島根県   大田   172.1   3205   島根県   浜田   238.7   3206   島根県   浜田   238.7   3206   島根県   益田   176.0   3207   島根県   隠岐   203.7   3301   岡山県   県南東部   346.8   3302   岡山県   県南西部   292.8   3303   岡山県   高梁・新見   148.2   3304   岡山県   真庭   166.6	3005	和歌山県	御坊	243.9
3101     鳥取県     東部     222.0       3102     鳥取県     中部     205.4       3103     鳥取県     西部     350.8       3201     島根県     松江     247.1       3202     島根県     雲南     128.5       3203     島根県     出雲     393.2       3204     島根県     大田     172.1       3205     島根県     浜田     238.7       3206     島根県     益田     176.0       3207     島根県     隠岐     203.7       3301     岡山県     県南東部     346.8       3302     岡山県     県南西部     292.8       3303     岡山県     高梁・新見     148.2       3304     岡山県     真庭     166.6	3006	和歌山県	田辺	216.5
3102   鳥取県	3007	和歌山県	新宮	162.2
3103     鳥取県     西部     350.8       3201     島根県     松江     247.1       3202     島根県     雲南     128.5       3203     島根県     出雲     393.2       3204     島根県     大田     172.1       3205     島根県     浜田     238.7       3206     島根県     益田     176.0       3207     島根県     隠岐     203.7       3301     岡山県     県南東部     346.8       3302     岡山県     県南西部     292.8       3303     岡山県     高梁・新見     148.2       3304     岡山県     真庭     166.6	3101	鳥取県	東部	222.0
3201     島根県     松江     247.1       3202     島根県     雲南     128.5       3203     島根県     出雲     393.2       3204     島根県     大田     172.1       3205     島根県     浜田     238.7       3206     島根県     益田     176.0       3207     島根県     隠岐     203.7       3301     岡山県     県南東部     346.8       3302     岡山県     県南西部     292.8       3303     岡山県     高梁・新見     148.2       3304     岡山県     真庭     166.6	3102	鳥取県	中部	205.4
3202     島根県     雲南     128.5       3203     島根県     出雲     393.2       3204     島根県     大田     172.1       3205     島根県     浜田     238.7       3206     島根県     益田     176.0       3207     島根県     隠岐     203.7       3301     岡山県     県南東部     346.8       3302     岡山県     県南西部     292.8       3303     岡山県     高梁・新見     148.2       3304     岡山県     真庭     166.6	3103	鳥取県	西部	350.8
3203     島根県     出雲     393.2       3204     島根県     大田     172.1       3205     島根県     浜田     238.7       3206     島根県     益田     176.0       3207     島根県     隠岐     203.7       3301     岡山県     県南東部     346.8       3302     岡山県     県南西部     292.8       3303     岡山県     高梁・新見     148.2       3304     岡山県     真庭     166.6	3201	島根県	松江	247.1
3204     島根県     大田     172.1       3205     島根県     浜田     238.7       3206     島根県     益田     176.0       3207     島根県     隠岐     203.7       3301     岡山県     県南東部     346.8       3302     岡山県     県南西部     292.8       3303     岡山県     高梁・新見     148.2       3304     岡山県     真庭     166.6	3202	島根県	雲南	128.5
3205     島根県     浜田     238.7       3206     島根県     益田     176.0       3207     島根県     隠岐     203.7       3301     岡山県     県南東部     346.8       3302     岡山県     県南西部     292.8       3303     岡山県     高梁・新見     148.2       3304     岡山県     真庭     166.6	3203	島根県	出雲	393.2
3206     島根県     益田     176.0       3207     島根県     隠岐     203.7       3301     岡山県     県南東部     346.8       3302     岡山県     県南西部     292.8       3303     岡山県     高梁・新見     148.2       3304     岡山県     真庭     166.6	3204	島根県	大田	172.1
3207     島根県     隠岐     203.7       3301     岡山県     県南東部     346.8       3302     岡山県     県南西部     292.8       3303     岡山県     高梁・新見     148.2       3304     岡山県     真庭     166.6	3205	島根県	浜田	238.7
3301   岡山県   県南東部   346.8   3302   岡山県   県南西部   292.8   3303   岡山県   高梁・新見   148.2   3304   岡山県   真庭   166.6	3206	島根県	益田	176.0
3302     岡山県     県南西部     292.8       3303     岡山県     高梁・新見     148.2       3304     岡山県     真庭     166.6	3207	島根県	隠岐	203.7
3303   岡山県 高梁・新見   148.2   3304   岡山県 真庭   166.6	3301	岡山県	県南東部	346.8
3304 岡山県 真庭 166.6	3302	岡山県	県南西部	292.8
	3303	岡山県	高梁・新見	148.2
3305 岡山県 津山·英田 196.3	3304	岡山県	真庭	166.6
	3305	岡山県	津山・英田	196.3

		上位1/3	下位1/3
医療圏コード	都道府県	二次医療圏	医師偏在指標
3401	広島県	広島	298.9
3402	広島県	広島西	239.1
3403	広島県	呉	266.7
3404	広島県	広島中央	200.4
3405	広島県	尾三	198.2
3406	広島県	福山・府中	201.3
3407	広島県	備北	219.8
3501	山口県	岩国	223.9
3502	山口県	柳井	143.5
3503	山口県	周南	192.1
3504	山口県	山口・防府	223.4
3505	山口県	宇部・小野田	324.2
3506	山口県	下関	224.3
3507	山口県	長門	139.5
3508	山口県	萩	183.5
3601	徳島県	東部	332.4
3603	徳島県	南部	231.4
3605	徳島県	西部	153.2
3702	香川県	小豆	109.0
3706	香川県	東部	306.8
3707	香川県	西部	217.0
3801	愛媛県	宇摩	190.7
3802	愛媛県	新居浜・西条	199.4
3803	愛媛県	今治	198.4
3804	愛媛県	松山	292.0
3805	愛媛県	八幡浜・大洲	180.2
3806	愛媛県	宇和島	187.9
3901	高知県	安芸	206.8
3902	高知県	中央	300.3
3903	高知県	高幡	187.1
3904	高知県	幡多	159.7

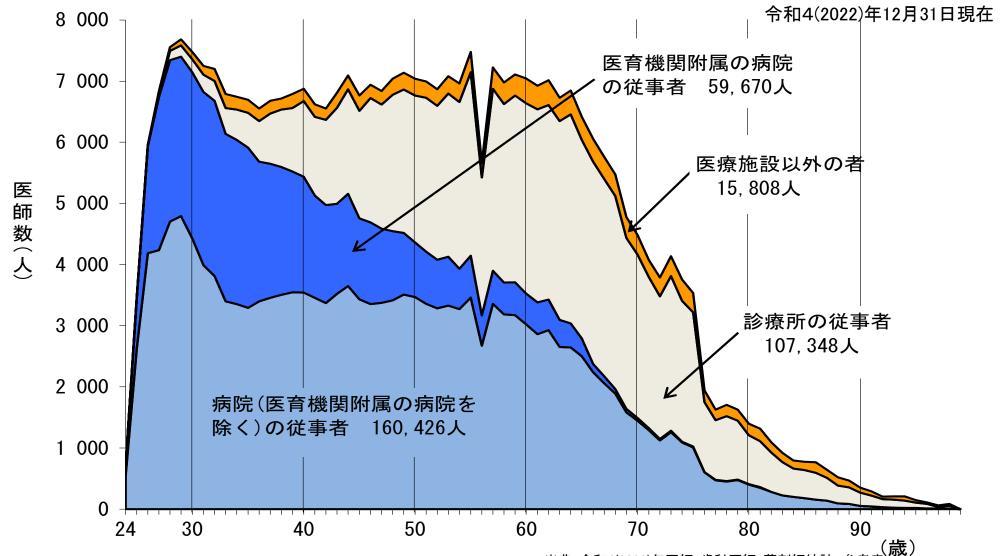
# 二次医療圏別の医師偏在指標(令和6年1月公表版)③

(二次医春圏別)

(二次医療圏別	都道府県	二次医療圏	医師偏在指標
4001	福岡県	福岡・糸島	399.0
4001	福岡県	粕屋	220.7
4002	福岡県	宗像	198.4
4003			224.7
	福岡県	筑紫	
4005	福岡県	朝倉	202.0
4006	福岡県	久留米	407.8
4007	福岡県	八女・筑後	216.3
4008	福岡県	有明	233.6
4009	福岡県	飯塚	341.3
4010	福岡県	直方・鞍手	184.4
4011	福岡県	田川	197.4
4012	福岡県	北九州	301.6
4013	福岡県	京築	151.6
4101	佐賀県	中部	363.5
4102	佐賀県	東部	165.5
4103	佐賀県	北部	241.4
4104	佐賀県	西部	157.5
4105	佐賀県	南部	254.1
4201	長崎県	長崎	365.0
4202	長崎県	佐世保県北	221.5
4203	長崎県	県央	270.6
4204	長崎県	県南	194.1
4206	長崎県	五島	199.7
4207	長崎県	上五島	200.8
4208	長崎県	壱岐	225.0
4209	長崎県	対馬	196.9
4302	熊本県	宇城	164.7
4303	熊本県	有明	198.5
4304	熊本県	鹿本	193.7
4305	熊本県	菊池	173.1
4306	熊本県	阿蘇	184.2
4308	熊本県	八代	244.8
4309	熊本県	芦北	248.5
4310	熊本県	球磨	182.5
4311	熊本県	天草	191.3
4312	熊本県	熊本・上益城	344.3
	•	•	

		上位1/3	下位1/3
医療圏コード	都道府県	二次医療圏	医師偏在指標
4401	大分県	東部	267.2
4403	大分県	中部	291.2
4405	大分県	南部	190.6
4406	大分県	豊肥	203.1
4408	大分県	西部	178.0
4409	大分県	北部	202.9
4501	宮崎県	宮崎東諸県	308.1
4502	宮崎県	都城北諸県	171.4
4503	宮崎県	延岡西臼杵	160.5
4504	宮崎県	日南串間	180.1
4505	宮崎県	西諸	164.7
4506	宮崎県	西都児湯	157.7
4507	宮崎県	日向入郷	149.8
4601	鹿児島県	鹿児島	349.0
4603	鹿児島県	南薩	200.1
4605	鹿児島県	川薩	220.0
4606	鹿児島県	出水	171.8
4607	鹿児島県	姶良・伊佐	176.3
4609	鹿児島県	曽於	153.8
4610	鹿児島県	肝属	182.4
4611	鹿児島県	熊毛	129.7
4612	鹿児島県	奄美	164.7
4701	沖縄県	北部	247.3
4702	沖縄県	中部	257.3
4703	沖縄県	南部	329.2
4704	沖縄県	宮古	195.3
4705	沖縄県	八重山	249.6

○令和2年に比べ令和4年は、病院(医育機関附属の病院を除く)の従事者は約1,430人増加、医育機関附属 の病院の従事者は約2,190人増加している。診療所の従事者は、約120人増加となっている。



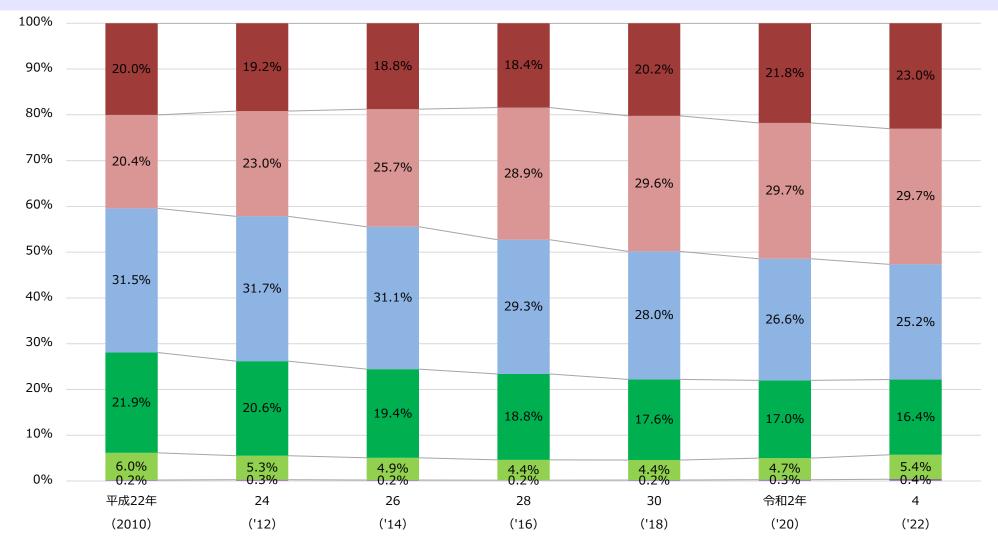
# 診療所従事医師の年齢階級別の割合の推移

第5回医師養成過程を通じた医師 の偏在対策等に関する検討会資料2

令 和 6 年 7 月 3

診療所が主たる従事先の医師については、40歳未満の医師の割合は約6%である。

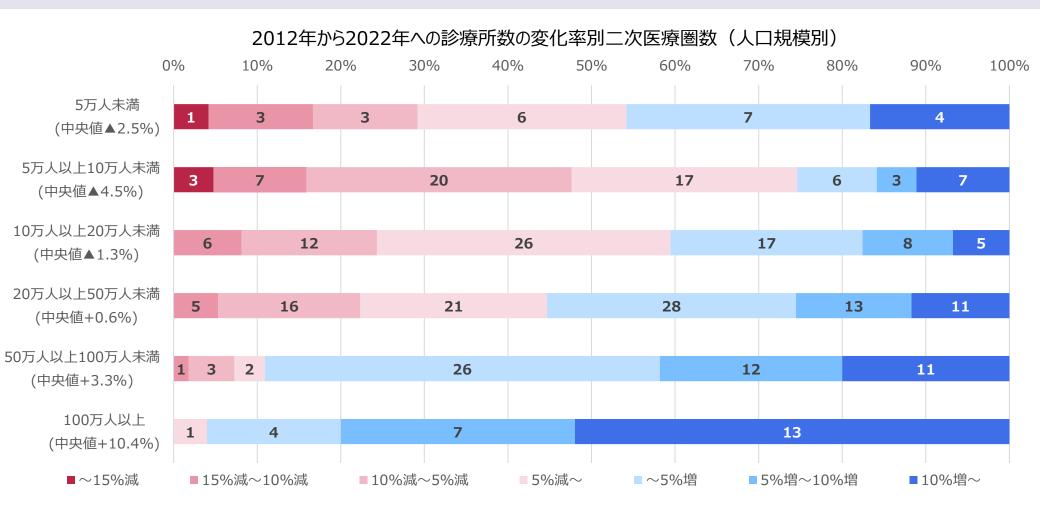
診療所が主たる従事先の医師については、60歳以上の医師の割合が増加してきている。



■ 29歳以下 ■ 30~39 ■ 40~49 ■ 50~59 ■ 60~69 ■ 70歳以上

# 人口規模別の二次医療圏毎の診療所数の変化(2012年→2022年)<sup>佘和6年11月28日医療部会資料</sup>

- ・人口規模が小さい二次医療圏においては、2012年から2022年にかけて診療所数が減少傾向にある。
- ・50万人以上100万人未満、100万人以上の二次医療圏では、2012年から2022年にかけて診療所数が増加傾向にある。



資料出所:厚牛労働省「医療施設調査」を基に地域医療計画課において作成。

※人口規模は、2020年国勢調査結果に基づくものであり、二次医療圏は第7次医療計画時点のもので統一して比較。

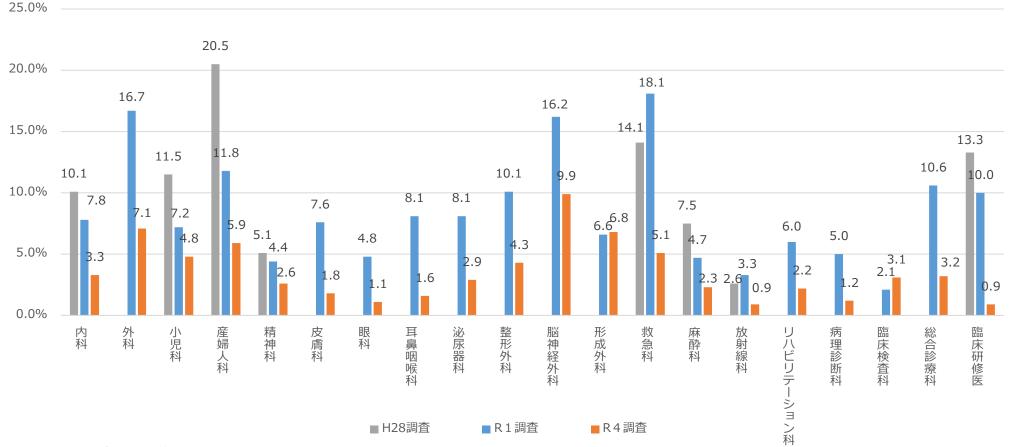
※平成18年調査から新設された「研修医」項目は除く。

出典:医師・歯科医師・薬剤師調査、統計13

# 診療科別の時間外・休日労働時間が年1,860時間超の医師の割否

令和6年11月28日 医療部会資料

- H28調査、R 1 調査、今回調査(R 4 調査)の病院・常勤勤務医の時間外・休日労働時間が年1,860時間換算を超える医師の割合を診療科別に集計した。
- 時間外・休日労働時間が年1,860時間換算を超える医師の割合が高い診療科は脳神経外科(9.9%)、外科(7.1%)、形成外科(6.8%)、産婦 人科(5.9%)、救急科(5.1%)であった。



- H28調査の分析対象者は常勤勤務医であり、勤務先を問わない。
- H28調査の設問は、19診療科ではないため、比較不可な診療科がある。
- 労働時間には、兼業先の労働時間を含み、指示無し時間を除外している。
- 宿日直の待機時間は労働時間に含め、オンコールの待機時間は労働時間から除外した(労働時間=診療時間+診療外時間+宿日直の待機時間)。
- R1調査、R4調査では宿日直許可を取得していることがわかっている医療機関に勤務する医師の宿日直中の待機時間を労働時間から除外している。
- R1調査ではさらに診療科別の性、年齢調整、診療科ごとの勤務医療機関調整を行っている。
- 「時間外・休日労働時間が年1,860時間超」は週78時間45分超勤務と換算した。

# 美容医療に関連する医師数③

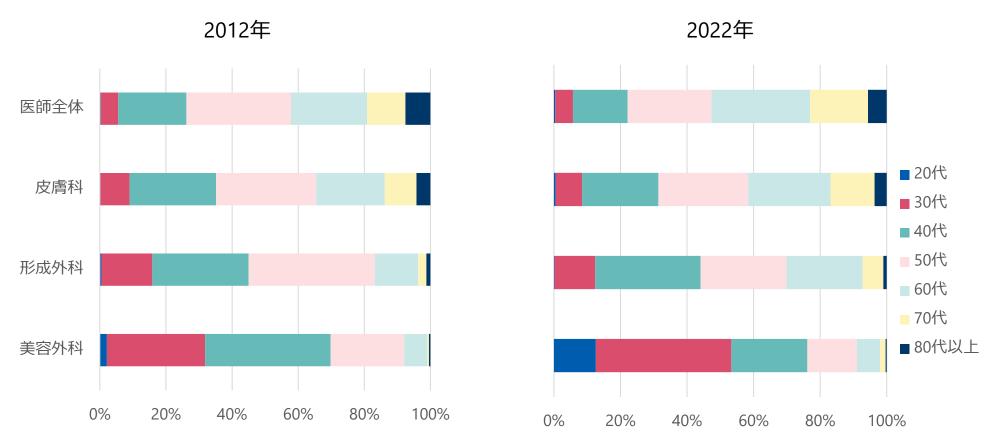
第1回 美容医療の適切な実施に関する検討会

令和6年6月27日

資料1

診療所において主に「皮膚科」「美容外科」「形成外科」に従事する医師は、医師全体に比べて、30代以下の医 師が占める割合が多い。特に「美容外科」については、近年、20代及び30代の医師数の占める割合が増加している。

### 主たる診療科別・診療所従事医師の年齢階級別割合



※ 美容医療に関連する業務に従事する医師として、診療所に勤務する医師のうち、複数の診療科に従事している場合の主として従事する診療科と、 1診療科のみに従事している場合の診療科として「美容外科」「形成外科」「皮膚科」と回答したものを集計。

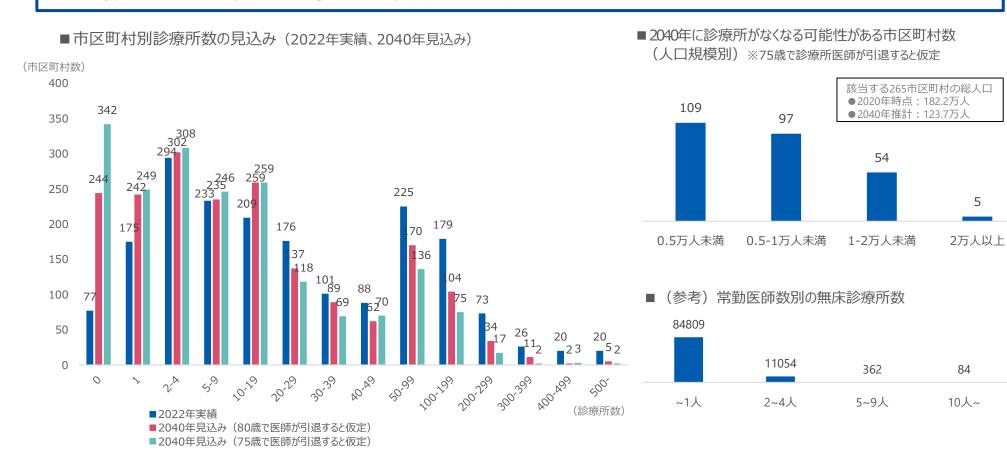
※ グラフの「医師数」は、診療所に勤務する医師の合計。

出典: 医師・歯科医師・薬剤師調査、統計

### 市区町村における診療所数と2040年の見込み

診療所医師が80歳で引退し、承継がなく、当該市区町村に新規開業がないと仮定した場合、2040年においては、 診療所がない市区町村数は170程度増加する見込み。

※ 75歳で引退すると仮定した場合は270程度増加する見込み。



資料出所:厚牛労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」 (令和4年)、厚牛労働省「医療施設調査」 (令和2年)を特別集計。

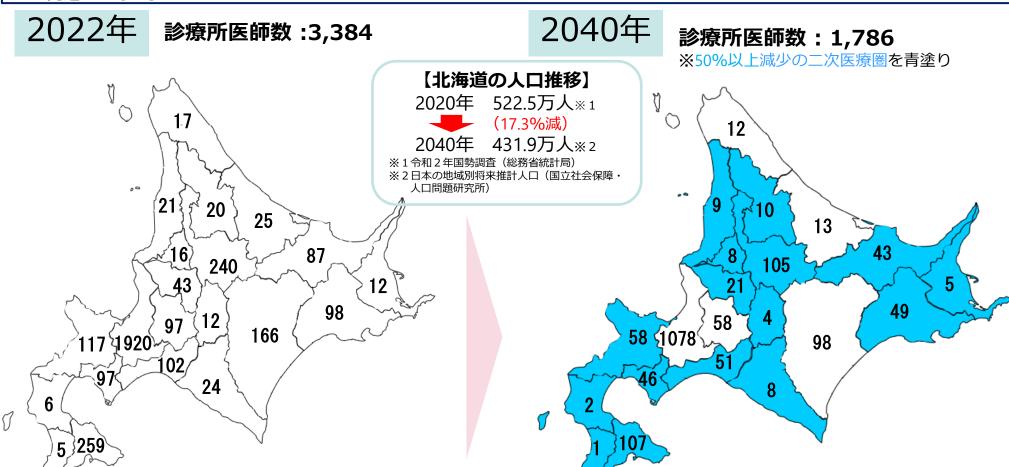
<sup>※</sup> 市区町別診療所数の見込みについては、医師届出票による主従事先市区町村の診療所医師数=診療所数、診療所医師が80歳又は75歳で引退し、承継がなく、新規開業がないと仮定

<sup>※</sup> 人口規模は2020年国勢調査結果、2040年推計人口は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(2023年推計)」に基づくものである。 なお、福島県浜通り地域(13市町村)においては、市町村別の2040年人口が推計されていないため、2040年推計における総人口の集計からは除外している。

### 北海道における現在の診療所医師数と2040年の見込み

<診療所医師が80歳で引退し承継がなく、当該二次医療圏で新規開業がないと仮定した場合>

- 北海道全体の**診療所医師数**については、現在から2040年にかけて、47.2%の減少が見込まれている。
- 北海道の二次医療圏ごとの**診療所医師数**については、**21**の二次医療圏のうち、**16(76.1%)**の二次医療圏において、<u>50%以上</u>の<u>減少</u> が見込まれている。



資料出所:厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」(令和4年)を特別集計。

# 東北地方における現在の診療所医師数と2040年の見込み

- <診療所医師が80歳で引退し承継がなく、当該二次医療圏で新規開業がないと仮定した場合>
- 東北地方全体の**診療所医師数**については、現在から2040年にかけて、**54.0%の減少**が見込まれている。
- ) 東北地方の二次医療圏ごとの**診療所医師数**については、**37**の二次医療圏のうち、**27(73.0%)**の二次医療圏において、<u>50%以上</u>の<u>減</u> **少**が見込まれている。

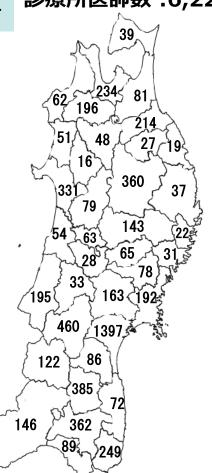
2022年

診療所医師数:6,229

2040年

診療所医師数:2,899

※50%以上減少の二次医療圏を青塗り



#### 【東北地方の人口推移】

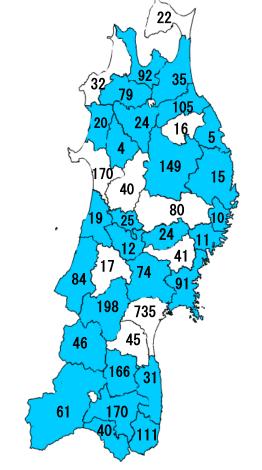
2020年 861.1万人※1

(20.9%減)

2040年

681.5万人※2

- ※1令和2年国勢調査(総務省統計局)
- ※2日本の地域別将来推計人口(国立社会保障・ 人口問題研究所)



資料出所:厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」(令和4年)を特別集計。

# 関東地方における現在の診療所医師数と2040年の見込み

く診療所医師が80歳で引退し承継がなく、当該二次医療圏で新規開業がないと仮定した場合>

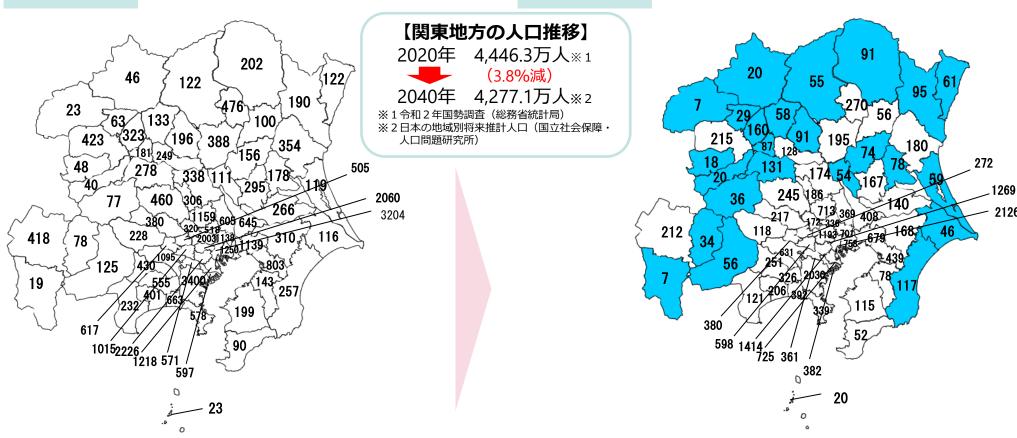
- 関東地方全体の**診療所医師数**については、現在から2040年にかけて、41.5%の減少が見込まれている。
- 関東地方の二次医療圏ごとの**診療所医師数**については、**70**の二次医療圏のうち、**24(34.3%)**の二次医療圏において、<u>50%以上</u>の<u>減</u> **少**が見込まれている。

# 2022年 診療所医師数:37,596

# 2040年

診療所医師数: 22,011

※50%以上減少の二次医療圏を青塗り

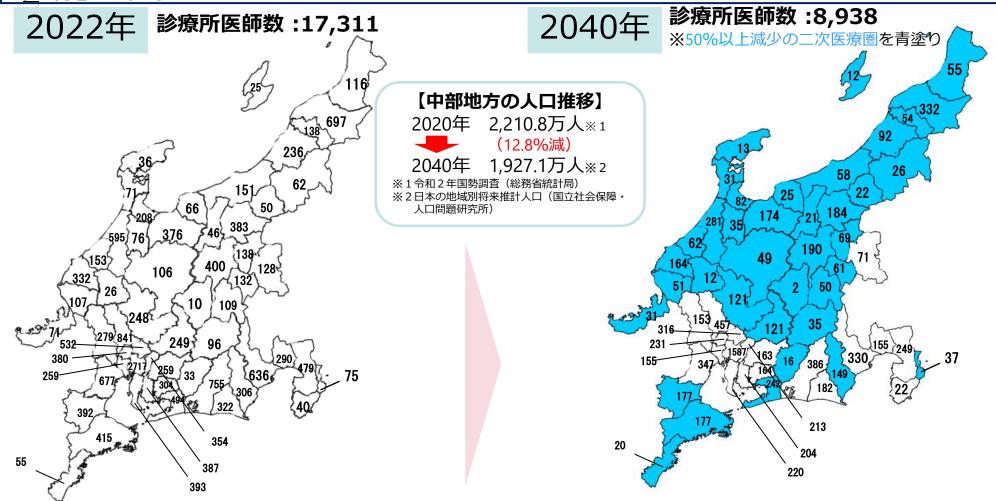


資料出所:厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」(令和4年)を特別集計。

# 中部地方における現在の診療所医師数と2040年の見込み

<診療所医師が80歳で引退し承継がなく、当該二次医療圏で新規開業がないと仮定した場合>

- 中部地方全体の**診療所医師数**については、現在から2040年にかけて、48.4%の減少が見込まれている。
- 中部地方の二次医療圏ごとの**診療所医師数**については、**57**の二次医療圏のうち、**38(66.7%)**の二次医療圏において、<u>50%以上</u>の<u>減</u> **少**が見込まれている。



資料出所:厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」(令和4年)を特別集計。

# 近畿地方における現在の診療所医師数と2040年の見込み

<診療所医師が80歳で引退し承継がなく、当該二次医療圏で新規開業がないと仮定した場合>

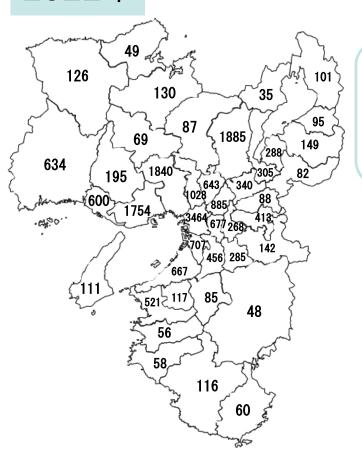
- 近畿地方全体の**診療所医師数**については、現在から2040年にかけて、48.2%の減少が見込まれている。
- 近畿地方の二次医療圏ごとの**診療所医師数**については、51の二次医療圏のうち、29(56.9%)の二次医療圏において、50%以上の減 少が見込まれている。

# 2022年

### 診療所医師数:19,659

2040年 診療所医師数:10,185

※50%以上減少の二次医療圏を青塗り



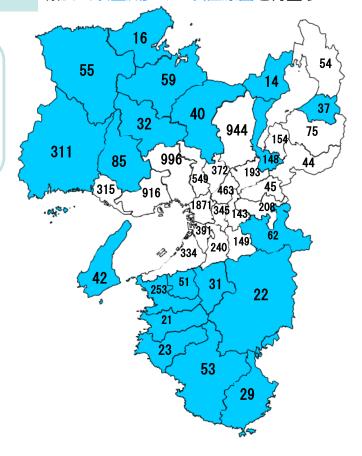
#### 【近畿地方の人口推移】

2,054.1万人※1

(12.2%減)

2040年 1,802.9万人※2

- ※1令和2年国勢調査(総務省統計局)
- ※2日本の地域別将来推計人口(国立社会保障 人口問題研究所)



資料出所:厚牛労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」 (令和4年)を特別集計。

# 中国地方における現在の診療所医師数と2040年の見込み

<診療所医師が80歳で引退し承継がなく、当該二次医療圏で新規開業がないと仮定した場合>

- 中国地方全体の診療所医師数については、現在から2040年にかけて、53.2%の減少が見込まれている。
- 中国地方の二次医療圏ごとの**診療所医師数**については、**30**の二次医療圏のうち、**27(90.0%)**の二次医療圏において、<u>50%以上</u>の<u>減</u> **少**が見込まれている。

【中国地方の人口推移】

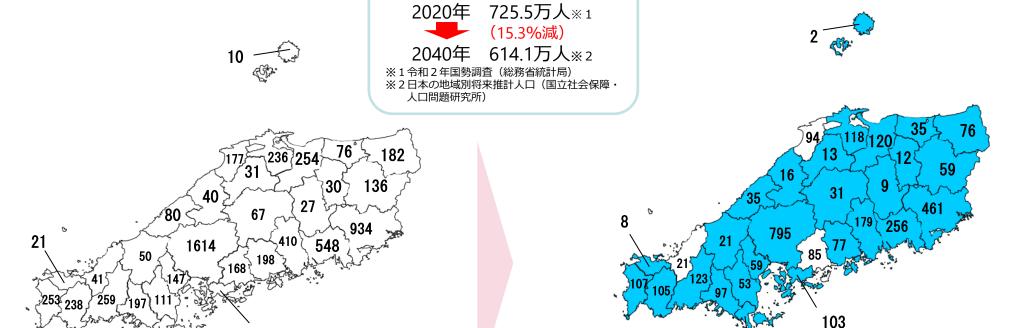
2022年

診療所医師数:6,831

2040年

診療所医師数:3,194

※50%以上減少の二次医療圏を青塗り



資料出所:厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」(令和4年)を特別集計。

244

# 四国地方における現在の診療所医師数と2040年の見込み

<診療所医師が80歳で引退し承継がなく、当該二次医療圏で新規開業がないと仮定した場合>

- 四国地方全体の**診療所医師数**については、現在から2040年にかけて、**56.4%**の**減少**が見込まれている。
- 四国地方の二次医療圏ごとの**診療所医師数**については、**16**の二次医療圏のうち、**16(100.0%)**の二次医療圏において、<u>50%以上</u>の<u>減</u> **少**が見込まれている。

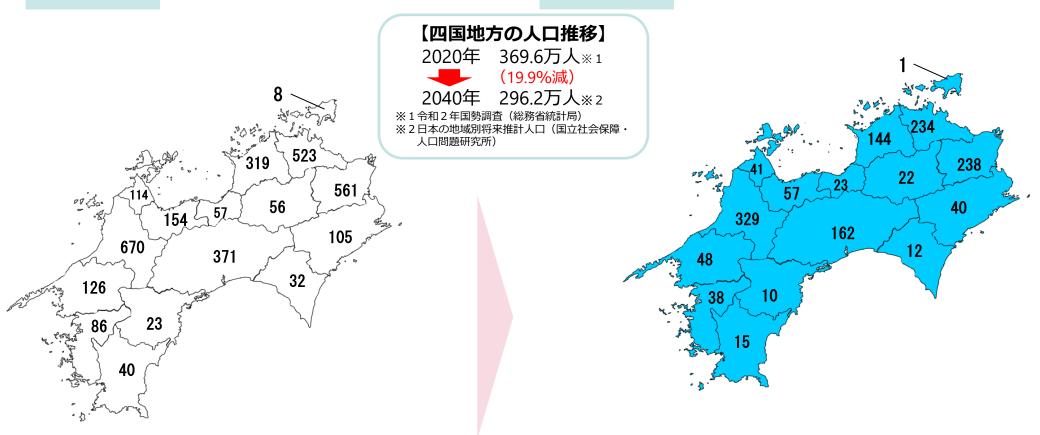
2022年

診療所医師数:3,245

2040年

診療所医師数 :1,414

※50%以上減少の二次医療圏を青塗り



資料出所:厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」(令和4年)を特別集計。

# 九州地方における現在の診療所医師数と2040年の見込み

<診療所医師が80歳で引退し承継がなく、当該二次医療圏で新規開業がないと仮定した場合>

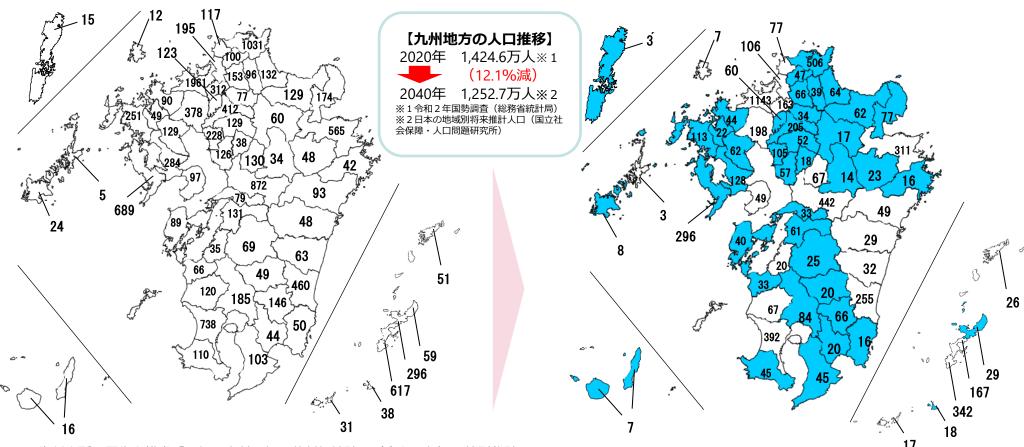
- 九州地方全体の**診療所医師数**については、現在から2040年にかけて、49.3%の減少が見込まれている。
- 九州地方の二次医療圏ごとの**診療所医師数**については、**63**の二次医療圏のうち、**41(65.1%)**の二次医療圏において、<u>50%以上</u>の<u>減</u> **少**が見込まれている。

# 2022年 診療所医師数:13,093

2040年

診療所医師数:6,642

※50%以上減少の二次医療圏を青塗り



賢料出所:厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」(令和4年)を特別集計。

# 2. これまでの取組

令和6年9月5日医療部会資料 | 令和6年9月30日新たな地域医療構想等に関する検討会資料 | 令和6年11月20日新たな地域医療構想等に関する検討会資料 | 令和6年11月28日医療部会資料

# 医療法及び医師法の一部を改正する法律(平成30年法律第79号)

地域間の医師偏在の解消等を通じ、地域における医療提供体制を確保するため、都道府県の医療計画における医師の確保に関 |する事項の策定、臨床研修病院の指定権限及び研修医定員の決定権限の都道府県への移譲等の措置を講ずる。

### 改正の概要

改正の趣旨

### 1. 医師少数区域等で勤務した医師を評価する制度の創設【医療法】

医師少数区域等における一定期間の勤務経験を通じた地域医療への知見を有する医師を厚生労働大臣が評価・認定す

る制度の創設や、当該認定を受けた医師を一定の病院の管理者として評価する仕組みの創設

# 2. 都道府県における医師確保対策の実施体制の強化【医療法】

都道府県においてPDCAサイクルに基づく実効的な医師確保対策を進めるための「医師確保計画」の策定、都道府県と 大学、医師会等が必ず連携すること等を目的とした「地域医療対策協議会」の機能強化、効果的な医師の配置調整等の ための地域医療支援事務の見直し 等

### 3. 医師養成過程を通じた医師確保対策の充実【医師法、医療法】

医師確保計画との整合性の確保の観点から医師養成過程を次のとおり見直し、各過程における医師確保対策を充実 ・医学部:都道府県知事から大学に対する地域枠・地元出身入学者枠の設定・拡充の要請権限の創設

- ・臨床研修:臨床研修病院の指定、研修医の募集定員の設定権限の国から都道府県への移譲
- 専門研修:国から日本専門医機構等に対し、必要な研修機会を確保するよう要請する権限の創設 都道府県の意見を聴いた上で、国から日本専門医機構等に対し、地域医療の観点から必要な措置の実施

を意見する仕組みの創設 等

4. 地域の外来医療機能の偏在・不足等への対応【医療法】

外来医療機能の偏在・不足等の情報を可視化するため、二次医療圏を基本とする区域ごとに外来医療関係者による協 議の場を設け、夜間救急体制の連携構築など地域における外来医療機関間の機能分化・連携の方針と併せて協議・公表 する仕組みの創設

### 5.その他【医療法等】

・地域医療構想の達成を図るための、医療機関の開設や増床に係る都道府県知事の権限の追加

・健康保険法等について所要の規定の整備

### 施行期日

2019年4月1日。(ただし、2のうち地域医療対策協議会及び地域医療支援事務に係る事項、3のうち専門研修に係る事項並びに 5の事項は公布日、1の事項及び3のうち臨床研修に係る事項は2020年4月1日から施行。)

# 医師確保対策に関する取組(全体像)

令和4年5月11日 第4回地域医療構想及び 医師確保計画に関するWG資料(一部改)

### 医師養成過程における取組

#### 【大学医学部】

- 中長期的な観点から、医師の需要・供給推計に基づき、全 国の医師養成数を検討
- **地域枠**(特定の地域や診療科で診療を行うことを条件とし た選抜枠)の医学部における活用方針を検討

#### 【臨床研修】

- 全国の研修希望者に対する募集定員の倍率を縮小するとと もに、都道府県別に、**臨床研修医の募集定員上限数**を設定
- その際、都市部や複数医学部を有する地域について、上限 数を圧縮するとともに、医師少数地域に配慮した定員設定 を行い、**地域偏在を是正**

### 【専門研修】

○ 日本専門医機構において、将来の必要医師数の推計を踏ま えた都道府県別・診療科別の**専攻医の採用上限数(シーリ ング)を設定**することで、地域・診療科偏在を是正 (産科等の特に確保が必要な診療科や、地域枠医師等につ いてはシーリング対象外)

### 各都道府県の取組

#### 【医師確保計画】

○ 医師偏在指標により医師偏在の状況を把握 計画期間の終了時点で確保すべき目標医師数を設定

#### <具体的な施策>

- ●大学と連携した地域枠の設定
- ●地域医療対策協議会・地域医療支援センター
  - 地域医療対策協議会は、医師確保対策の方針(医師養 成、医師の派遣調整等) について協議
  - 地域医療支援センターは、**地域医療対策協議会の協議** 結果に基づき、医師確保対策の事務(医師派遣事務、派遣 される医師のキャリア支援・負担軽減、勤務環境改善支援 センターとの連携等) を実施
- ●キャリア形成プログラム(地域枠医師等)
  - 「医師不足地域の医師確保」と「派遣される医師の能 **カ開発・向上**」の両立を目的としたプログラム
- ●認定医師制度の活用
  - 医師少数区域等に一定期間勤務した医師を厚労大臣が 認定する制度を活用し、医師不足地域の医師を確保



### 医師の働き方改革

地域の医療を支えている勤務医が、安心して働き続けられる環境を整備することが重要であることから、都道府県ごとに設置された医 療勤務環境改善支援センター等による医療機関への支援を通じて、適切な労務管理や労働時間短縮などの医師の働き方改革を推進。具体 的には、

- 医療機関における医師労働時間短縮計画の作成や追加的健康確保措置等を通じて、労働時間短縮及び健康確保を行う
- 出産・育児・介護などのライフイベントを経験する医師が、仕事と家庭を両立できるよう勤務環境の改善を推進

臨床研修部会

# 一部改編

# 医師養成過程を通じた医師偏在対策

医師養成 调程

学部

教育

臨床

研修

長期的には医師供給が需要を上回ると考えられるが、地域偏在や診療科偏在に引き続き対応する必要があることから、医師養成過 程の様々な段階で医師の地域偏在・診療科偏在対策を進めている。

### 大学医学部 - 地域枠の設定(地域・診療科偏在対策)

医師養成過程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会

- 大学が特定の地域や診療科で診療を行うことを条件とした選抜枠を設け、都道府県が学生に対して奨学金を貸与する 仕組みで、都道府県の指定する区域で一定の年限従事することにより返還免除される (一部例外あり)
- 令和8年度の医学部臨時定員については、令和6年度の医学部総定員数(9,403人)を上限とし、臨時増員の枠組みを維持
- 令和9年度以降の医学部臨時定員については、各都道府県・大学の医師確保の現状を踏まえて改めて検討

### 臨床研修 - 臨床研修制度における地域偏在対策

- 都道府県別募集定員上限数の設定
- 全国の研修希望者に対する募集定員の倍率を縮小
- 医師少数区域へ配慮した都道府県ごとの定員設定方法への変更
- 地域医療重点プログラムの新設(2022年~)

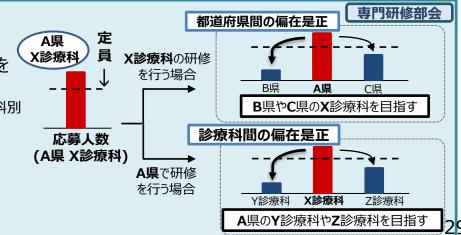
※臨床研修病院の指定、募集定員の設定権限を都道府県へ移譲(2020年4月~)



# 専門研修 - 専門医制度における地域・診療科偏在対策

- 日本専門医機構が、都道府県別・診療科別採用上限数を 設定(シーリング)
- ※5大都市を対象としたシーリング→厚生労働省が算出した都道府県別・診療科別 必要医師数に基づいたシーリングへ変更されている(2020年度研修~)
- 医師法の規定により、都道府県の意見を踏まえ、厚生労働大臣から 日本専門医機構等に意見・要請を実施

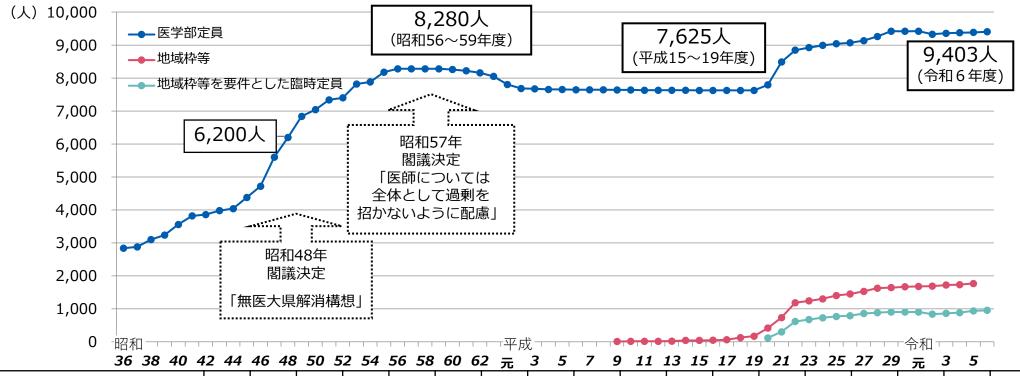
専門 研修



、学定員と地域枠の年次推移

- (一部改) 平成20年度以降、医学部の入学定員が過去最大規模となっており、令和2年度以降、前年度比増が継続している。
- 医学部定員に占める地域枠等\*の数・割合も、増加してきている。 (平成19年度173人 (2.3%) →令和4年1,736人 (18.8%))

※地域枠等:地域医療に従事する医師を養成することを主たる目的とした学生を選抜する枠



	1 1 1	1 1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1 1	1 1 1	・一十か	(	1 1 1			-1-1	1 1 1 1	1 1 1	1 1 1	LD.VII	1 1 1	1
36 38 40 4	2 44	46 48	50 5	2 54	<i>56 58</i>	60 6	2 元	<i>3 5</i>	7 9	11 2	13 15	17 19	21 2	23 25	<i>27 29</i>	元	3 5	
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
医学部定員	7,625	7,793	8,486	8,846	8,923	8,991	9,041	9,069	9,134	9,262	9,420	9,419	9,420	9,330	9,357	9,374	9,384	9,403
医学部定員(自治医科大学を除く)	7,525	7,683	8,373	8,733	8,810	8,868	8,918	8,946	9,011	9,139	9,297	9,296	9,297	9,207	9,234	9,251	9,261	9,280
地域枠等以外の医学部定員	7,452	7,375	7,750	7,660	7,681	7,687	7,635	7,619	7,603	7,635	7,775	7,745	7,733	7,635	7,634	7,638	7,614	-
地域枠等	173	418	736	1,186	1,242	1,304	1,406	1,450	1,531	1,627	1,645	1,669	1,682	1,688	1,723	1,736	1,770	_

770

8.6%

794

8.9%

15.8% | 16.2% | 17.0% | 17.8% | 17.7%

858

9.5%

886

9.7%

904

9.7%

13.6% | 14.1% | 14.7%

676

7.7%

731

8.2%

617

7.1%

5.4%

118

1.5%

8.8%

304

3.6%

2.3%

0

0%

地域枠等の割合

地域枠等を要件とした臨時定員

地域枠等を要件とした臨時定員の割合

令和6年9月5日医療部会資料

18.0%

903

9.7%

18.1% 18.3%

840

9.1%

904

9.7%

18.7%

865

9.4%

18.8%

885

9.6%

19.1%

938

10.1%

955

10.3%

※1) 臨時定員の設置にあたっては、地域枠の定義を満たしている必要がある

15人

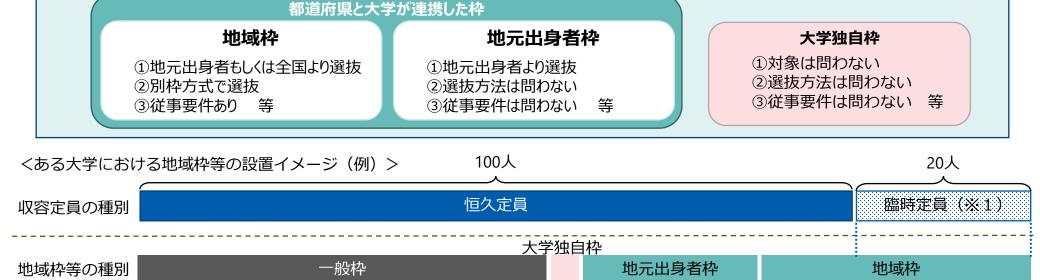
30人 (うち20人は臨時定員による)

# 地域枠及び地元出身者枠の概要

### (1)地域枠及び地元出身者枠の概要

現在の枠組みの概要(令和4年~)

- 大学が、卒後に特定の地域や診療科で診療を行うことを条件とした選抜枠を設け、他の入学者と区別して選抜を行う仕組み。 (一般入学者から募集する等の方法も一部あり)
- 平成20年度以降、地域枠等を中心に医学部定員数を暫定的に増加し、令和元年度には9,420人に達した。令和2年度 以降については、全体として令和元年の医学部総定員を超えない範囲で、臨時定員増員の申請を認めている。



### (2)地域枠及び地元出身者枠の要請権限

70人

医療法及び医師法の一部を改正する法律(平成30年法律第79号)により、都道府県知事から大学に対する地域枠及び地 元出身者枠の設定・拡充の要請権限が創設された。



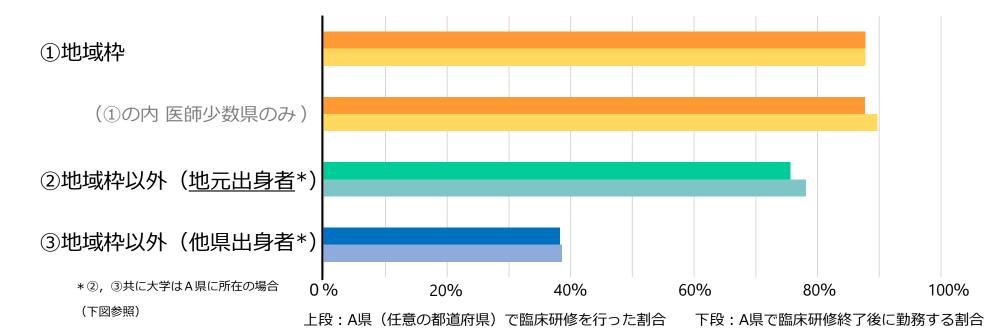
医師確保計画ガイドラインにおいて、地域枠及び地元出身者枠設定の考え方等について具体的に記載

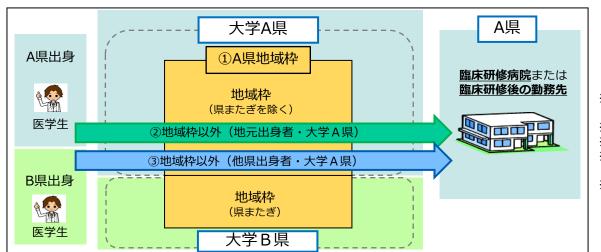
5人

計画に関するワーキンググループ

令 和 4 年 1 0 月 1 2 日

医学部卒業後の医師定着割合を比較すると、地域枠及び地元出身者の医師の地域定着割合が高い。





出典:臨床研修修了者アンケート調査(平成29~31年)厚生労働省調べ

- ※ A県は任意の都道府県。B県はA県以外の都道府県。(特定の一つの都道 府県のデータはなく、全ての都道府県のデータから算出。)
- ※ 出身地又は大学が海外の場合及び当該項目について無回答の場合は除外。
- ※ 出身地:高校等を卒業する前までに過ごした期間が最も長い都道府県。
- ※ 県またぎ地域枠:出身大学の所在地以外の都道府県(A県)における勤務義 務がある地域枠。
- ※ 防衛医科大学及び産業医科大学は除外。自治医科大学については県またぎ 地域枠についてのみ除外。

# 臨床研修医の募集定員について

 本対策等に関する検討会

 市和6年1月29日

○ 臨床研修の必修化後、研修医の募集定員が研修希望者の1.3倍を超える規模まで拡大し、研修医が都市部に集中する傾向が続いた。 ○ このため、平成22年度研修から各都道府県の募集定員上限を設定し、研修医の偏在是正を図っている。

平成16年度

・研修医の募集定員は、全国の定数管理や地域別の偏在調整が行われず募集定員倍率(研修希望者数に対する募集定員数の比率)が1.3倍を超える規模まで拡大

・平成22年度から臨床研修を開始する研修医について、厚生労働省が各都道府県の募集定員上限を設定

 $\triangle$ 

臨床研修制度等に関する意見のとりまとめ(平成21年2月18日 臨床研修制度のあり方等に関する検討会) (2)募集定員や受入病院のあり方の見直し

○研修希望者に見合った募集定員の総枠を設定するとともに、研修医の地域的な適正配置を誘導するため、人口分布 を始め医師養成規模・地理的条件等を考慮した都道府県別の募集定員の上限を設定する。

平成27年度~

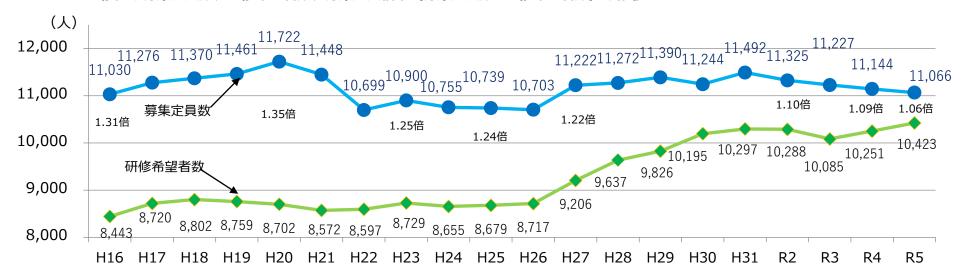
・募集定員倍率を令和2年度に向けて約1.10倍まで縮小する

♦

令和3年度~

- ・募集定員倍率を令和7年度に約1.05倍まで縮小する
- ・令和3年度から臨床研修を開始する研修医について、各都道府県が、厚生労働省が設定した各都道府県の募集定員上限の範囲内で、 当該都道府県内の病院の募集定員を設定

#### 研修医の募集定員数、研修希望者数、募集定員倍率(募集定員数÷研修希望者数)の推移



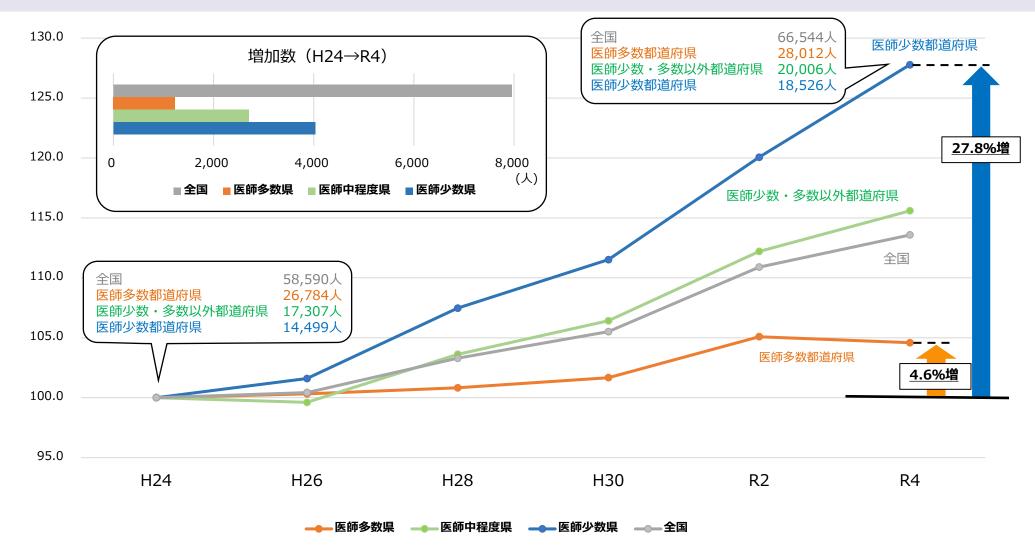
令和6年9月5日医療部会資料 令和6年9月30日新たな地域医療構想等に関する検討会資料 令和6年11月20日新たな地域医療構想等に関する検討会資料 令和6年11月28日医療部会資料

				一下小	D平度导	F以医:	米川し	おけるこ	ンーリ	ンソ	医迫番議?	資料1(日本専門		
	5. IIS. <b>并</b> 基备											医機構資料)		
	シーリング対象 の診療科数	内科	小児科	皮膚科	精神科	整形外科	眼科	耳鼻咽喉科	泌尿器科	脳神経外科	放射線科	麻酔科	形成外科	リハビリ テーション科
北海道	1											20+3+[6]		
青森県	0													
岩手県	0													
宮城県	0													
秋田県	0													
山形県	0													
福島県	0													
茨城県	0													
栃木県	0													
群馬県	0													
埼玉県	0													
千葉県	0													
東京都	12	398+123+【52】	98+19+[11]		74+12+[14]+(5)	104+13+【9】	52+16+[6]	44+11+[3]		41+7+[6]	36+7+[5]	75+15+[11]	30+10+[6]	16+4+[15]
神奈川県	1			14+1+[1]										
新潟県	0													
富山県	0													
石川県	2				9+0+[2]	10+0+[1]								
福井県	0													
山梨県	0													
長野県	0													
岐阜県	0													
静岡県	0													
愛知県	1							16+1+[1]						
三重県	0													
滋賀県	1	20.40.507	7+0+[0]	2 . 2 . 727		40.4.543	14.0.50	2.2.7.7	10.0.50		44.0.707	44.0.743		
京都府	9	62+18+[8]	9+0+[2]	8+2+[2]		16+1+[1]	14+3+[2]	8+2+[1]	19+0+[0]		14+0+[0]	11+2+[4]	45.0.703	
大阪府	8	200+10+[21]		10.0.50		41+2+[4]	22+4+[5]	17+2+[1]	18+1+[0]		14+3+[2]	30+2+[6]	15+2+[2]	
兵庫県	4			13+0+[0]			12+1+[0]	14+0+[0]					13+0+[2]	
奈良県	0	20+3+[2]				0.0.713								
和歌山県 鳥取県	2	15+1+[2]				9+0+[1]								
島根県	0	10717[2]		-										
<b>岡山県</b>	5	55+7+[6]	14+0+[0]		10+1+[2]						9+0+[0]	14+3+[6]		
		557/7[6]	IATUTLUJ		10717[2]						atot[0]	14737[0]		
広島県 山口県	0													
	0	16+4+[2]												
徳島県 香川県	0	10+4+[2]												
登媛県 愛媛県	0													
多媛県 高知県														
	0	118+29+[15]		11+1+[0]	17+5+[3]+(1)	33+10+[3]	11+0+[2]				15+0+[2]	20+4+[4]	7+0+[2]	
福岡県	8	118+29+[15]		11+1+[0]	8+0+[1]	33+10+[3]	11+0+[2]				10+0+[2]	20+4+[4]	/+U+[2]	
佐賀県 長崎県	4	33+4+[4]	9+0+[0]		9±0+[1]	7+0+[0]						6+0+[0]		
世界 熊本県		33+4+[4] 33+0+[3]	S+O+[0]		11+0+[2]	7+0+[0] 8+0+[1]						[טַלָּיטִינָטַ		
大分県	3	33+0+[3]			11707[2]	0+0+[1]								
	0													
_ 呂崎県 鹿児島県	0			-										
ルルス 注縄県	2				7+0+[1]							8+0+[0]		
	Z  の各診療科の	No. 1-1- 1 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1-		_ a star			DA-146 0 :	»— <del>-</del>		G-11 · ·				34

### 35歳未満の医療施設従事医師数推移(平成24年を100とした場合)

第5回医師養成過程を通じた医師 の偏在対策等に関する検討会 一部改

平成26年の前後で比較すると、医師少数都道府県の若手医師の数は、医師多数都道府県と比較し伸びており、 若手医師については地域偏在が縮小してきている。



※医師多数都道府県:医師偏在指標の上位33,3%の都道府県 医師少数都道府県:医師偏在指標の下位33.3%の都道府県

医師少数・多数以外都道府県:医師偏在指標の上位・下位33.3%以外の都道府県

出典:医師・歯科医師・薬剤師調査、統計(厚生労働省)

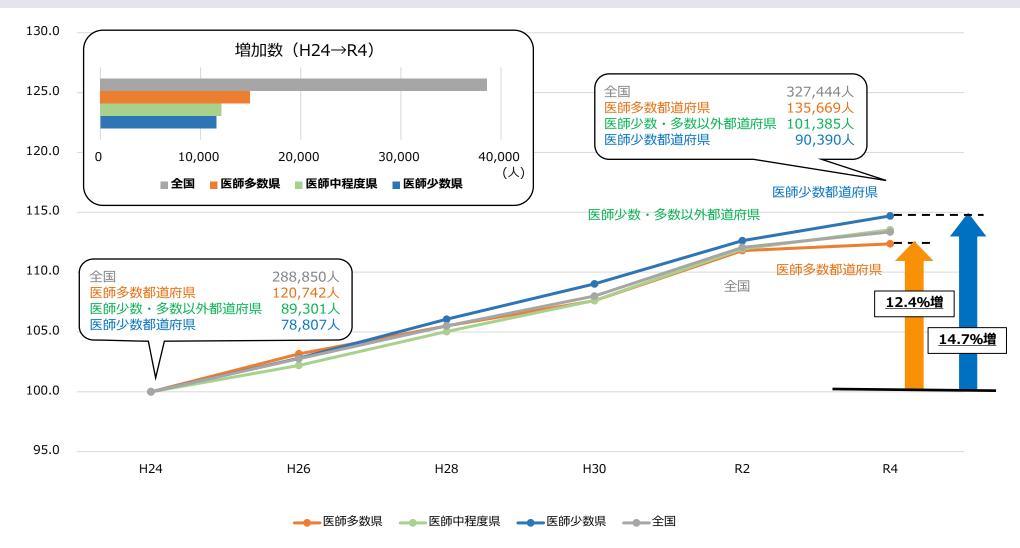
医師少数都道府県及び医師多数都道府県は医師偏在指標

(厚生労働省:令和2年2月)による

# 医療施設従事医師数推移(平成24年を100とした場合)

の偏在対策等に関する検討会 一部改

平成26年の前後で比較すると、医師少数都道府県の医師数の伸び率は、医師多数都道府県より大きいが、その 伸び率の差は、若手医師(35歳未満)における伸び率の差と比較してわずかである。



※医師多数都道府県:医師偏在指標の上位33,3%の都道府県 医師少数都道府県:医師偏在指標の下位33.3%の都道府県

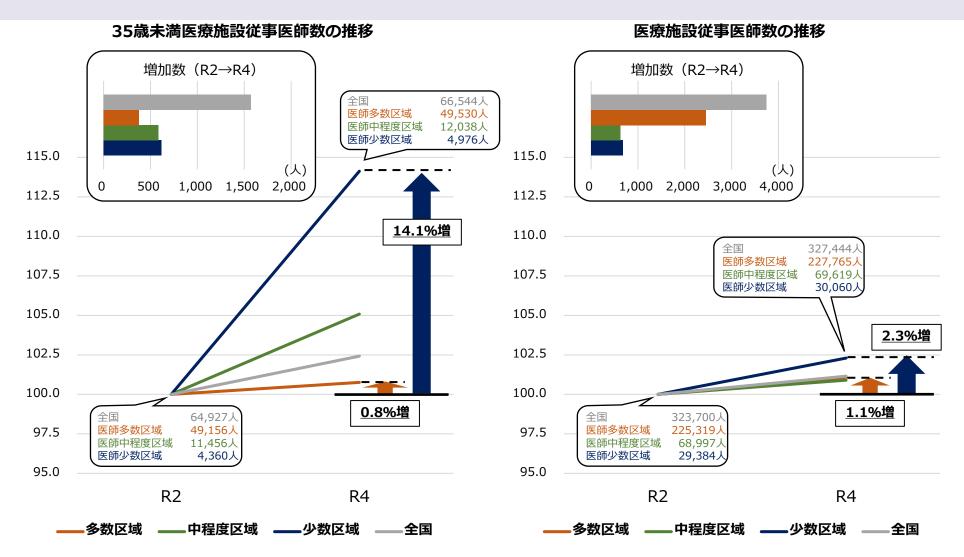
医師少数・多数以外都道府県:医師偏在指標の上位・下位33.3%以外の都道府県

出典:医師・歯科医師・薬剤師調査、統計(厚生労働省) 医師少数都道府県及び医師多数都道府県は医師偏在指標

(厚生労働省:令和2年2月)による

# 二次医療圏別における医療施設従事医師数推移(令和2年を100とした場合)

- 医師少数区域では、その他の区域と比較して、特に若手医師(35歳未満)の増加数及び増加率ともに大きい。
- 全ての世代の医師については、医師少数区域における増加率はやや大きいものの、増加数は小さい。



※医師多数/中程度/少数区域:第7次医師確保計画における二次医療圏ごとの医師偏在指標に基づく集計

出典:医師・歯科医師・薬剤師統計(厚生労働省)

医師少数都道府県及び医師多数都道府県は医師偏在指標

(厚生労働省:令和2年2月)による

# 医帥催保計画を通じた医帥偏在対策について

令和6年1月29日医師養成過程を通じた 医師の偏在対策等に関する検討会資料

背景

- ・ 人口10万人対医師数は、医師の偏在の状況を十分に反映した指標となっていない。
- ・都道府県が主体的・実効的に医師確保対策を行うことができる体制が十分に整っていない。

# 医師の偏在の状況把握

# 医師偏在指標の算出

三次医療圏・二次医療圏ごとに、医師の偏在の状況を全国ベースで客 観的に示すために、地域ごとの医療ニーズや人口構成、医師の性年齢 構成等を踏まえた医師偏在指標の算定式を国が提示する。

医師偏在指標で考慮すべき 5要素」

- 医療需要 (ニーズ) 及び 将来の人口・人口構成の変化
- ・ 患者の流出入等
- へき地等の地理的条件
- ・ 医師の性別・年齢分布
- 医師偏在の種別 (区域、診療科、入院/外来)



# 医師多数区域・医師少数区域の設定

全国の335二次医療圏の医師偏在指標の値を一律に比較し、上位 の一定の割合を医師多数区域、下位の一定の割合を医師少数区 域とする基準を国が提示し、それに基づき都道府県が設定する。

全国335医療圏 下位33.3% 上位33.3% 医師偏在指標 大 ⇒医師少数区域 I ⇒ 医師多数区域 医療圏の順位 335位 334位 333位 3位 2位 1位



国は、都道府県に医師確保計画として以下の内容を策定するよう、ガイドラインを通知。

# 『医師確保計画』(=医療計画に記載する「医師の確保に関する事項」)の策定

### 医師の確保の方針

(三次医療圏、二次医療圏ごとに策定)

医師偏在指標の大小、将来の需給推計などを 踏まえ、地域ごとの医師確保の方針を策定。

- (例)・短期的に医師が不足する地域では、医師が多い地域 から医師を派遣し、医師を短期的に増やす方針とする
  - 中長期的に医師が不足する地域では、地域枠・地元 出身者枠の増員によって医師を増やす方針とする 等

# 確保すべき医師の数の目標 (目標医師数)

(三次医療圏、二次医療圏ごとに策定)

医師確保計画策定時に、3年間の計画期間の終 了時点で確保すべき目標医師数を、医師偏在指 標を踏まえて算出する。

# 3年\*ごとに、都道府県において計画を見直し(PDCAサイクルの実施)

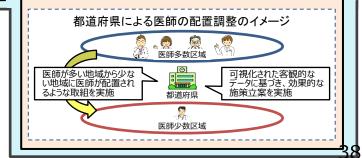


\* 2020年度からの最初の 医師確保計画のみ4年 (医療計画全体の見直 し時期と合わせるため)

# 目標医師数を達成するための施策

医師の確保の方針を踏まえ、目標医師数を達成 するための具体的な施策を策定する。

- (例)・大学医学部の地域枠を15人増員する
  - 地域医療対策協議会で、医師多数区域のA医療圏 から医師少数区域のB医療圏へ10人の医師を派遣 する調整を行う



# 地域医療対策協議会・地域医療支援センター

平成30年医療法改正により、地域医療対策協議会の役割の明確化、協議プロセスの透明化を図るとともに、地域医療 支援センターとの関係や役割について明確化

# 地域医療対策協議会

(医師確保対策の具体的な実施に係る関係者間の協議・調整を行う場)

### 構成員

都道府県、大学、医師会、主要医療機関、民間医療機関 等

※ 議長は都道府県以外の第三者・互選、女性割合に配慮

### 役割

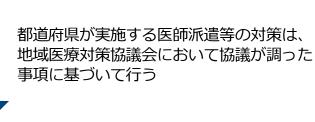
### 協議事項を法定

- ・ 医師の派遣調整
- ・派遣医師のキャリア支援策・臨床研修医の定員設定
- ・ 派遣医師の負担軽減策
- ・ キャリア形成プログラムの内容 ・ 大学の地域枠・地元枠設定
  - ・ 臨床研修病院の指定
  - ・ 専門研修の研修施設・定員

# 協議の 方法

- ・医師偏在指標に基づき協議
- ・大学・医師会等の構成員の合意が必要
- ・協議結果を公表

国の チェック 医師派遣先(公的、民間の別)等の医師の派遣状況について定期的 に国がフォローアップ



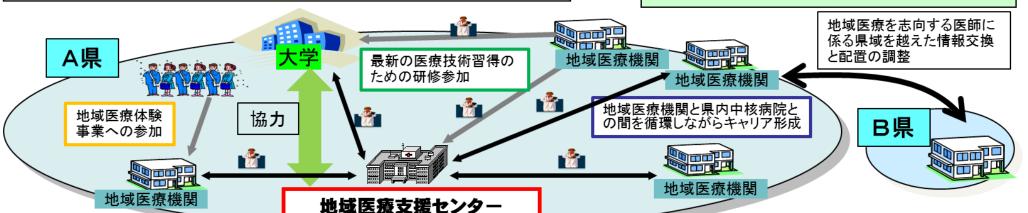
# 地域医療支援センター

(医師確保対策の事務の実施拠点)

### 法定 事務

- 都道府県内の医師確保状況の調査分析
- 医療機関や医師に対する相談援助
- 医師派遣事務
- キャリア形成プログラムの策定
- ・ 派遣医師のキャリア支援・負担軽減

※医療従事者の勤務環境改善については、医療勤務 環境改善支援センターと連携を図る

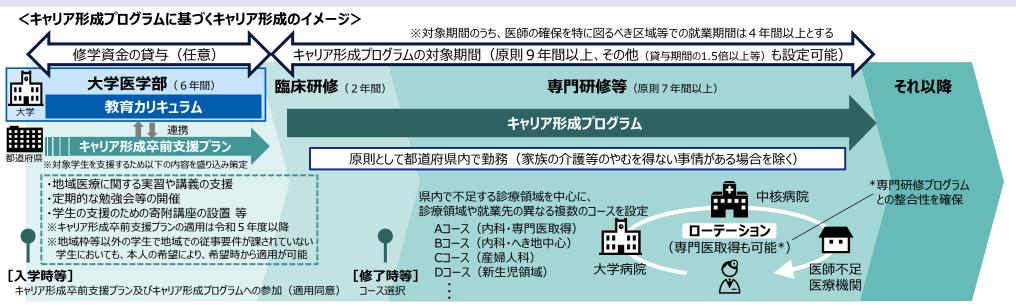


# キャリア形成プログラムについて

令和6年1月29日医師養成 過程を通じた医師の偏在対策 等に関する検討会 資料

都道府県は、地域医療対策協議会において協議が調った事項に基づき、「医師不足地域における医師の確保」と「医師不足地域に派遣される医師の能力 開発・向上の機会の確保」の両立を目的とするキャリア形成プログラムを策定することとされている

※医療法及び医師法の一部を改正する法律(平成30年法律第79号)により地域医療支援事務として医療法に明記。キャリア形成プログラムの詳細については、医療法施行規則(省令)及びキャリア形成プログラム運用指針(通知)に規定



### <キャリア形成プログラムの対象者>

- 地域枠を卒業した医師
- 地域での従事要件がある地元出身者枠を卒業した医師
- 自治医科大学卒業医師(平成30年度入学者までは任意適用)
- その他プログラムの適用を希望する医師
- ※キャリア形成プログラムの適用に同意した学生に対しては、修学資金の貸与に地域医療 介護総合確保基金の活用が可能

### くキャリア形成プログラムに基づく医師派遣>

大学等による医師派遣との整合性を確保するため、地域医療対策協議会で派遣計画案を協議

- ※地域医療構想における機能分化・連携の方針との整合性を確保する
- ※理由なく公立・公的医療機関に偏らないようにする
- ※都道府県は、医師偏在対策と対象医師のキャリア形成の両立を円滑に推進するため、各地域の医師偏在の状 況や対象医師の希望を勘案しつつ、就業先について、大学等の専門医の研修プログラム責任者等との調整を行 うとともに、対象学生の支援を行う人材(キャリアコーディネーター)を配置する
- ※都道府県は、対象医師から満足度等も含む意見聴取を定期的に実施し、勤務環境改善・負担軽減を図る

### 対象者の地域定着促進のための方策

### <対象者の納得感の向上と主体的なキャリア形成の支援>

- 都道府県は、**対象者の希望に対応したプログラムとなるよう努め**、診療科や就業先の 異なる**複数のコースを設定**する
- 都道府県は、コースの設定・見直しに当たって、対象者からの意見を聴き、その内容を公 表し反映するよう努める
- ・ 出産、育児等のライフイベントや、大学院進学・海外留学等の希望に配慮するため、プ ログラムの一時中断を可能とする(中断可能事由は都道府県が設定)

### <プログラム満了前の離脱の防止>

- キャリア形成プログラムは都道府県と対象者との契約関係であり、対象者は満了するよ う真摯に努力しなければならないことを通知で明示
- 一時中断中は、中断事由が継続していることを定期的な面談等により確認 (中断事由 が虚偽の場合は、契約違反となる)
- 都道府県は、キャリア形成プログラムを満了することを、修学資金の返還免除要件とす る(家族の介護等のやむを得ない事情がある場合を除く)

40

# 医師少数区域等で勤務した医師を認定する制度について

○ 医師少数区域等における勤務の促進のため、医師少数区域等に一定期間勤務し、その中で医師少数区域等に おける医療の提供のために必要な業務を行った者を厚生労働大臣が認定する。

# 認定に必要な勤務期間や業務内容



厚生労働省

申請に基づき、厚生労働大臣が 医師少数区域等における医療に 関する経験を認定

申請

認定

### 【申請内容】

- 〇 勤務した医療機関名と所在地
- 〇 勤務した期間
- 〇 業務内容
- 申請の際には、医師少数区域等での 医師の勤務状況に対する認定制度の影 響を測るため、認定の対象となる勤務の 直前の勤務地等についても申告する。



医師

医師少数区域等における 6カ月以上※1の勤務※2

※1 医師免許取得後9年以上経過していない 場合は、原則として連続した勤務(妊娠・出産 等による中断は可)とするが、9年以上経過し た場合は、断続的な勤務の積算も可。

※2 認定の対象となるのは、2020年度以降の 勤務とする。(臨床研修中の期間を除く。)



医師少数区域等の医療機関

### **<認定に必要な業務>**

- (1)個々の患者の生活状況を考慮し、幅広い病態に対応する継続的な診療及び 保健指導(患者の専門的な医療機関への受診の必要性の判断を含む。)
  - 地域の患者への継続的な診療
  - 診療時間外の患者の急変時の対応
  - 在宅医療 等
- (2)他の医療機関や、介護・福祉事業者者等との連携
  - 地域ケア会議や退院カンファレンス等への参加 等
- (3)地域住民に対する健康診査や保健指導等の地域保健活動
  - 健康診査や保健指導等の実施等

# 認定医師等に対するインセンティブ

### ①一定の病院の管理者としての評価

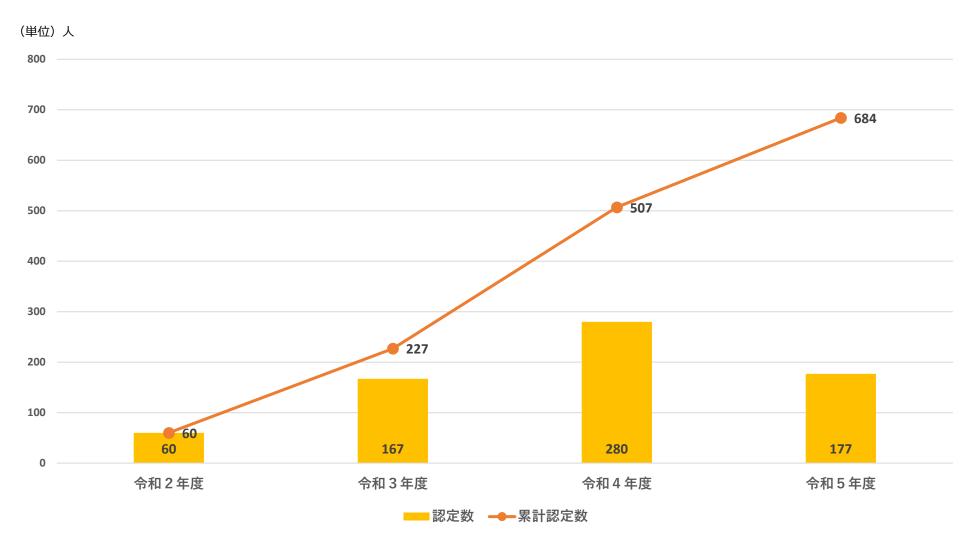
• 地域医療支援病院の管理者は、認定医師でなければならないこととする。 (2020年度以降に臨床研修を開始した医師を管理者とする場合に限る。)

# ②認定医師に対する経済的インセンティブ

認定を取得した医師が医師少数区域等で診療を実施する際の医療レベルの向上や取得している資格等の維持に係る経費(研修受) 講料、旅費等)について支援を行う。

# 医師少数区域経験認定医師の認定数の推移

令和6年3月末現在の医師少数区域経験認定医師の認定数は684人となっている。



資料出所:厚生労働省医政局地域医療計画課調べ

令和5年3月末現在の認定医師507名の「医師少数区域等所在病院等での勤務理由」 (複数回答可)は、 局の人事異動」が216で最も多く、次いで「医師少数区域等での経験を得たかったから」が144、「一定期間、地域 で勤務することを要件とした奨学金貸与の義務履行」が82、「子育て、介護等の家庭の状況」が 54となっている。



令和3年6月18日第8次医療計画等に関する検討会資料2改

# 外来医師偏在指標を活用した地域における外来医療機能の不足・偏在等への対応

# 経緯

- 外来医療については、無床診療所の開設状況が都市部に偏っていること、診療所における診療科の専門分化が進んでいること、救急 医療提供体制の構築等の医療機関間の連携の取組が、個々の医療機関の自主的な取組に委ねられていること、等の状況にある。
- それを踏まえ、「医療従事者の需給に関する検討会 医師需給分科会 第2次中間取りまとめ」において、外来医療機能に関する 情報の可視化、外来医療機能に関する協議の場の設置等の枠組みが必要とされ、また、医療法上、医療計画において外来医療に 係る医療提供体制の確保に関する事項(以下、「外来医療計画」)が追加されることとなった。

### 外来医療機能に関する情報の可視化

○ 地域ごとの外来医療機能の偏在・不足等の客観的な把握を行うために、診療所の医師の 多寡を**外来医師偏在指標**として可視化。

標準化診療所医師数 外来医師偏在指標 = <u>地域の人口</u> × 地域の標準化受療率比 ×地域の診療所の外来患者対応割合

- ※ 医師偏在指標と同様、医療ニーズ及び人口・人口構成とその変化、患者の流出入、へき地などの地理的条件、 医師の性別・年齢分布、医師偏在の単位の5要素を考慮して算定。
- 外来医師偏在指標の上位33.3%に該当する二次医療圏を、外来医師多数区域と設定。

### 新規開業希望者等に対する情報提供

- 外来医師偏在指標及び、外来医師多数区域である二次医療圏の情 報を、医療機関のマッピングに関する情報等、開業に当たって参考となる データと併せて公表し、新規開業希望者等に情報提供。
  - ※ 都道府県のホームページに掲載するほか、様々な機会を捉えて周知する等、新規開業希望者 等が容易に情報にアクセスできる工夫が必要。また、適宜更新を行う等、質の担保を行う必要 もある。
  - ※ 新規開業者の資金調達を担う金融機関等にも情報提供を行うことが有効と考えられる。

### 外来医療機能に関する協議及び協議を踏まえた取組

- 地域ごとにどのような外来医療機能が不足しているか議論を行う、協議の場を設置。
- ※ 地域医療構想調整会議を活用することも可能。 ※ 原則として二次医療圏ごとに協議の場を設置することとするが、必要に応じて市区町村単位等での議論が必要なものについては、別途ワーキンググループ等を設置することも可能。
- 少なくとも外来医師多数区域においては、新規開業希望者に対して、協議の内容を踏まえて、初期救急(夜間・休日の診療)、在宅医療、公衆衛生(学校医、産業 医、予防接種等)等の地域に必要とされる医療機能を担うよう求める。
  - 外来医療計画の実効性を確保するための方策例
    - 新規開業希望者が開業届出様式を入手する機会を捉え、地域における地域の外来医療機能の方針について情報提供
    - ・ 届出様式に、地域で定める不足医療機能を担うことへの合意欄を設け、協議の場で確認
    - ・ 合意欄への記載が無いなど、新規開業者が外来医療機能の方針に従わない場合、新規開業者に対し、臨時の協議の場への出席要請を行う
    - 臨時の協議の場において、構成員と新規開業者で行った<mark>協議内容を公表</mark>等

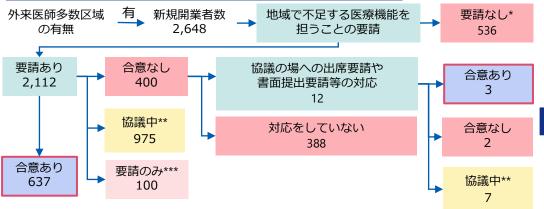
# 新規開業者への地域で不足する医療機能を担うことの要請等について(令和 5 年度)

- ○新規開業者への地域で不足する医療機能を担うことの要請については、外来医師多数区域を有する37都道府県のうち、「全ての区 域 | 又は「外来医師多数区域のみ | において要請している都道府県の数は28(76%)。
- ○外来医師多数区域における新規開業者2,648のうち、「要請あり」の数は2,112(80%)、このうち「合意あり」は640(24%)。
- ○担うことが合意された医療機能は、多い順に、「公衆衛生」474件、「在宅医療」220件、「初期救急医療」197件。
- ○「合意あり」の24都道府県のうち、合意事項に関するフォローアップの取組を行っている都道府県の数は12(50%)。
- ○「要請あり」の26都道府県のうち、「合意なし」の13都道府県において、不足する医療機能に関する要請等の結果の公表を行っ ている都道府県の数は9(69%)。

### 新規開業者に対して地域で不足する医療機能 を担うことを要請している都道府県



### 外来医師多数区域における新規開業希望者への要請状況

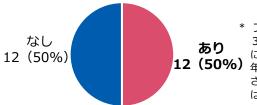


- 「要請なし」には、要請をしていない自治体における新規開業者に加え、一部、単に施設移転の開業であるため要請して いない場合を含む。
- 「協議中」は、要請に応じない場合に、協議の場への出席要請等を継続しているもの。
- 「要請のみ」は、要請のみ行っており、要請後に合意の有無を確認していないもの。

### 担うことが合意された医療機能の件数

医療機能(複数回答可)	件数
産業医や予防接種等の公衆衛生	474
在宅医療	220
初期救急医療	197
その他の地域医療として対策が必要な医療機能	279

### 合意事項に関するフォローアップの取組\*を行っている都道府県



\* フォローアップの実施については、令和5年 3月に改定されたガイドラインにおいて新た に明記された項目であり、当該項目は令和6 年4月から開始される外来医療計画から反映 される見込み。このため、令和5年度の状況 は都道府県における自主的な取組である。

### 不足する医療機能に関する要請等の結果の公表を行っている都道府県\*



\* 医療機関情報、合意の有無・内容、合意でき ない場合の理由などの要請等の結果の公表を 行っている都道府県

※1、2、3は外来医師多数区域を有する37都道府県、4は「合意あり」の24都道府県、 5は「要請あり」の26都道府県のうち、「合意なし」の13都道府県を集計

令和6年9月30日新たな地域医療構想等に関する検討会資料 | 令和6年11月20日新たな地域医療構想等に関する検討会資料 | 令和6年11月28日医療部会資料

# 地域における外来医療機能の不足・偏在等への対応<sub>平成30年1月24日 医療部会資料</sub>

# 現状

- 外来患者の約6割が受診する無床診療所 は、開設が都市部に偏っている。
- また、地域における救急医療提供体制の 構築、グループ診療の推進、放射線装置の 共同利用等の医療機関の連携の取組が、 個々の医療機関の自主的な取組に委ねられ ている。



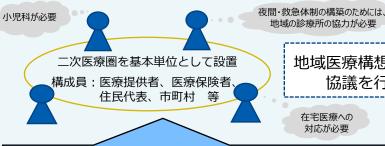


1位:東京都・区中央部

自由との関係の整理が必要)

# 制度改正案

# 外来医療に関する協議の場を設置



地域医療構想調整会議を活用して 協議を行うことができる

在宅医療への 対応が必要

# 医師偏在の度合いを示す指標の導入

地域ごとの外来医療機能の偏在・不足等の客観的な把握が可能

- 外来医療機能に関する情報を可視化するため、地域の関係者が提供する 情報の内容(付加情報の追加、機微に触れる情報の削除等)について協議
- 救急医療提供体制の構築、グループ診療の推進、医療設備の共同利用等
  - の、地域における外来医療機関間の機能分化・連携の方針についても協議

# 無床診療所の開業規制を行う場合の課題

248.8

- ・自由開業制との関係(現行制度上、医師免許は開業免許と位置付けられており、憲法で保障された営業の
- ・国民皆保険との関係(国民皆保険を採用する我が国においては、保険上の制限も実質上の開業制限)
- ・**雇入れ規制の必要性**(開業規制を行うのであれば、雇入れ規制が必要であるが、これは事実上困難)
- ・新規参入抑制による医療の質低下への懸念(新規参入がなくなれば、医療の質を改善・向上する インセンティブが低下する懸念)
- ・駆け込み開設への懸念 (病床規制を導入した際は、S59~H3 までの間に238,916床増床)

# (平成12年以降は療養病床含む) (万) 「駆け込み増床」 (S59~H3)

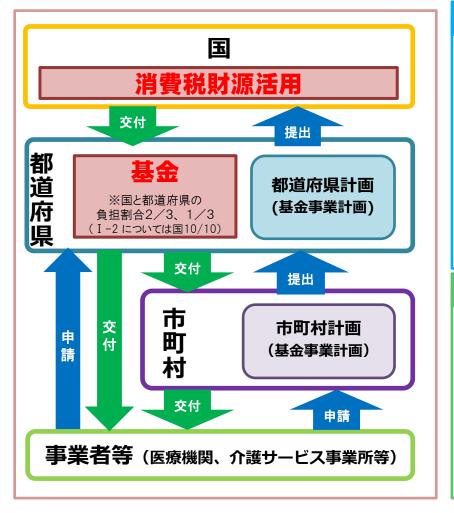
〔参考〕一般病床数の増加数の年次推移

令和6年1月29日医師養成過程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会資料(一部改)

令和6年度予算額:公費で1,553億円 (医療分 1.029億円、介護分 524億円)

# 地域医療介護総合確保基金

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の 確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県 に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



# 都道府県計画及び市町村計画(基金事業計画)

- 基金に関する基本的事項
  - ・公正かつ透明なプロセスの確保(関係者の意見を反映させる仕組みの整備)
  - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
  - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- 〇 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項

医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間(原則1年間) / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2

- ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を 踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
- ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施 国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

# 地域医療介護総合確保基金の対象事業

- Ⅰ-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- Ⅰ-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- 居宅等における医療の提供に関する事業 П
- 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等) Ш
- 医療従事者の確保に関する事業 IV
- 介護従事者の確保に関する事業 V
- 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

令和6年1月29日医師養成過程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会資料(一部改)

# 地域医療対策協議会における医師派遣実績について

- 地域医療対策協議会における医師派遣実績
  - ※ 令和4年4月1日~令和5年3月31日に派遣を開始した実績

# 地域医療対策協議会における医師派遣実績

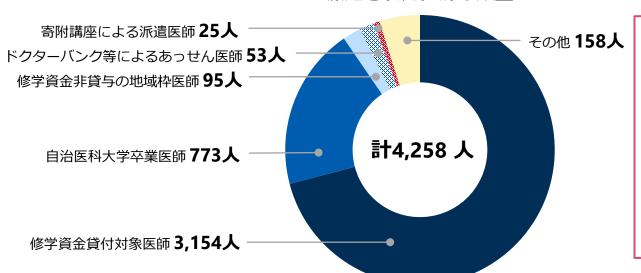
	医師不足地域	その他の地域	小計
常勤医師	2,164	1,948	4,112
非常勤医師	134	12	146
小計	2,298	1,960	4,258

「医師不足地域」とは、医師少数区域、医師少数スポット、へき地、離島、その他都道府県が医師不足と考える地域を指す。

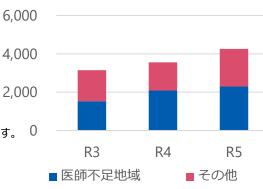
(医師少数区域:1,434人) (医師少数スポット:385人) (へき地:232人) (離島:118人)

(その他都道府県が医師不足と考える地域:456人)※重複項目あり

# 派遣された医師の類型



# 派遣人数(常勤換算)



修学資金貸付対象医師や 自治医大卒業医師などの キャリア形成プログラム適用 医師は、地域での従事期 間である9年間のうち4年間 は医師少数区域等で勤務 することとされている

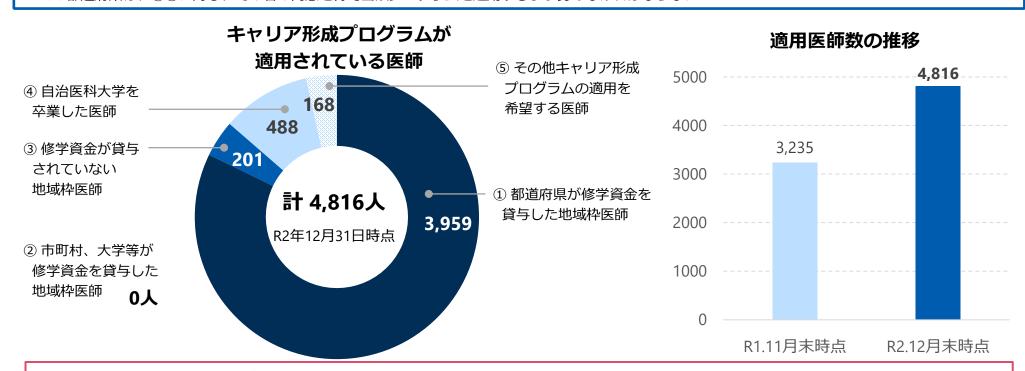
- 派遣された4,258人のうち、2,298人(54%) が医師不足地域に派遣されている。
- 派遣された4,258人のうち、3,927人(92%) が修学資金貸付対象医師・自治医大卒業 医師となっている。
- 今後、修学資金貸付対象医師等の増加が 見込まれるため、更なる医師派遣の増加 が見込まれる。

# キャリア形成プログラムの適用者について

- キャリア形成プログラムの対象者は、「キャリア形成プログラム運用指針」において、次に掲げる者を対象としている
  - ①都道府県が修学資金を貸与した地域枠医師
  - ②市町村、大学等が修学資金を貸与した地域枠医師
  - ③修学資金が貸与されていない地域枠医師
  - ④自治医科大学を卒業した医師

令和6年9月5日医療部会資料

- ⑤その他キャリア形成プログラムの適用を希望する医師
- ※ 都道府県は、①④⑤に対し、その者の同意を得て当該プログラムを適用しなければならない(ただし、④については、平成31年度以降に同大学の 医学部に入学した者に限る者とし、それ以前の入学者については、その者の同意を得て当該プログラムを適用するよう努めるものとする)
- ※ 都道府県は、②③に対し、その者の同意を得て当該プログラムを適用するよう努めなければならない



キャリア形成プログラムの適用者のうち3,959人(82%)は都道府県が修学資金を貸与した地域枠 医師であり、キャリア形成プログラム適用医師の総数は増加傾向である。

# 第フ次医師確保計画を通じた目標達成状況

- ・医師偏在是正の目標年である2036年に向けて、第7次医師確保計画では、当該計画期間中(2020) ~2023年度)に、医師偏在指標が下位1/3である医師少数県や医師少数区域が、当該下位1/3基準値 に達することを目標としていた。
- ・第8次(前期)医師確保計画(2024~2026年度)の策定に向けて、新たな医師偏在指標を算出し ており、新旧の医師偏在指標を比較し、目標の達成状況を示す。

# ●医師少数県における目標の達成状況

医師少数県においては、第7次医師確保計画終了時(2023年度)までに当該計画開始時(2020年度)の医師偏在指標の下位1/3基準 値に達することを目標としていた。達成状況は以下のとおり。

医師少数県

16県

目標を達成した医師少数県

6県 (38%)

# ●医師少数区域における目標の達成状況

医師少数区域においては、第7次医師確保計画終了時(2023年度)までに当該計画開始時(2020年度)の医師偏在指標の下位1/3基 準値に達することを目標としていた。達成状況は以下のとおり。

医師少数区域

105区域

目標を達成した医師少数区域

43区域 (41%)

参考

国(厚生労働省)

調査・分析

医療計画の指針等の策定

国庫補助の実施(約80億円)

拠点病院等の運営補助

医療施設等の施設整備 医療施設等の設備整備 等

他の施策との連携・調整

連携

へき地医療支援機構等

連絡会議の開催

# へき地における医療の体系図

令和6年11月28日医療部会資料

令和4年7月27日第11回第8次医療計画等に関する検討会資料

へき地医療支援機構を中心に、行政、へき地で勤務する医師、へき地医療に協力する施設・機関、そしてへき地の住民がそれ ぞれ連携・協力し、かつ他の都道府県の先進事例にも学びながら、効果的・効率的で持続可能性のあるへき地への医療提供体 制の構築を行う。

> 国・他県との 意見交換・調整

# へき地医療支援機構

行政機関等によるへき地医療の支援

専任担当官

総合調整、企画立案

へき地勤務医のキャリア形成支援

統合も視野に緊密な連携

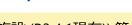
診療報酬 (DPC)

上の加算(H22~)

へき地医療に関する

経験をもつ医師

高校生や医学生向けの啓発等 代診医等の派遣調整



へき地医療拠点病院 (341施設 (R3.4.1現在)) 等

支援

- へき地の診療を支援

代診医等派遣 入院患者の受入 総合的な診療能力を有する

医師の育成

遠隔医療による診療支援

研修事業

巡回診療の実施

# 支援



### 連携

# へき地診療所 (1,108施設 (R3.4.1現在)) 等

へき地における診療

へき地住民に対する基礎的な医療の提供

### 地域医療支援センター

都道府県内の医師確保状況の調査分析 医療機関や医師に対する相談援助 医師派遣事務

キャリア形成プログラムの策定 派遣医師のキャリア支援・負担軽減等

代診医派遣、キャリア 形成支援を調整・実施

へき地勤務医等

へき地勤務医の 支援等について協議



市町村等と協力して 啓発活動を実施



# 地域住民



無医地区等での巡回診療

# 都道府県

支援

医療計画の策定 国庫補助事業の実施 調査・分析

# へき地保健指導所

保健指導等の実施

# へき地保健医療対策関係予算について

# へき地保健医療対策予算の概要

### 1 予算額

【令和5年度予算額】 【令和6年度予算額】 74. 9億円 75. 3億円

### 2 内 容

(1) へき地医療支援機構の運営

259百万円

都道府県単位の広域的な支援体制を図るため、各都道府県に「へき地医療支援機構」を 設置し、支援事業の企画、調整及び医師派遣の実施等を補助する。

(2) へき地医療拠点病院等の運営

6.606百万円

へき地における医療の提供など支援事業を実施する医療機関等の運営に必要な経費を 補助する。

- ア へき地医療拠点病院運営費
- イ へき地保健指導所運営費
- ウ へき地診療所運営費(国保直診分(保険局計上分)含む)
- エ へき地診療所医師派遣強化事業

(3) へき地巡回診療の実施

150百万円

無医地区等の医療の確保を図るため、医師等の人件費及び巡回診療車等の運行に必要 な経費を補助する。

- ア へき地巡回診療車(船)(医科・歯科)
- へき地巡回診療航空機(医科)
- ウ 離島歯科診療班

(4) 産科医療機関の運営

281百万円

分娩可能な産科医療機関を確保するため産科医療機関の運営に必要な経費を補助する。

(5) へき地患者輸送車(艇・航空機)運行支援事業 229百万円

無医地区等の医療の確保を図るため、無医地区等から近隣医療機関等の輸送に必要な 経費を補助する。

- ア へき地患者輸送車(艇)
- イ メディカルジェット(へき地患者輸送航空機)

など

# 医療施設等 設備 整備費補助金の概要

### 1 予算額

【令和5年度予算額】 【令和6年度予算案】 20. 7億円 17.8億円

### 2 要 旨

へき地・離島などの過疎地の住民に対する医療の確保及び臨床研修医の研修環境 の充実等を図るため、医療施設や臨床研修病院等の設備整備を支援するもの。

### 3 補助対象

補助対象事業《メニュー区分》 (事業実施主体)

- へき地医療拠点病院(公立・公的・民間・独法)
- へき地診療所(公立・公的・民間・独法)
- へき地患者輸送車(艇) (公立・公的・民間・独法)
- へき地巡回診療車(船) (公立・公的・民間・独法)
- へき地・離島診療支援システム(公立・公的・民間・独法) など

# 医療施設等 施設 整備費補助金の概要

### 1 予算額

【令和5年度予算額】 【令和6年度予算案】 24.5億円 24. 5億円

### 2 要 旨

へき地・離島などの過疎地の住民に対する医療の確保及び臨床研修医の研修環境 の充実等を図るため、医療施設や臨床研修病院等の施設整備を支援するもの。

### 3 補助対象

補助対象事業《メニュー区分》 (事業実施主体)

- へき地医療拠点病院(公立・公的・民間・独法)
- へき地診療所(公立・公的・民間・独法)

など

# 新潟県と新潟大学医学部との地域枠に係る協定締結について(令和元年12月)

新潟大学に設定する新潟県地域枠の医学生及び卒業医師の養成等を通じて、新潟県内の医師不足や地域偏在の解消 を図るため、令和元年12月24日に新潟県と新潟大学医学部は「地域枠に係る協定」を締結する調印式を開催





- 開催日 令和元年12月24日
- 開催場所 新潟県庁
- 3 参加者
- (1) 新潟大学医学部 医学部長 染矢 俊幸 氏
- (2) 新潟県 知事 花角 英世

### <新潟大学医学部医学科ホームページより>

- 医学部は、新潟県と新潟県の地域枠の医学生及び卒業医師の養成等に 関し、協定を12月24日(火)に締結しました。
- 本協定は、新潟県内の医師不足及び医師の地域偏在を解消すること並 びに安定的な地域医療を確保することを目的として、医学生等を、地域 医療を担う医師として養成すること等について協力する内容です。
- 医学部と新潟県は、これまでも12名の地域枠を実施してきましたが、 令和2年度から令和3年度まで地域枠の入学定員を22名に拡大すること から、今回を契機として書面によりお互いの協力体制を確認することと したものです。
- 調印式では、新潟県の花角英世知事は「22名の地域枠を用意していた だき感謝申し上げたい。しなしながら、まだまだ新潟県の地域医療に携 わる医師が不足しているという状態にあり、今後も厳しい状況が続くの で、引き続き地域医療にしっかりと取り組んでいきたい。」と語り、染 矢俊幸医学部長は「新潟県の協力をいただき、地域枠を22名に拡大する ことができ、ありがたく思っている。新潟県における地域枠というのは、 これまで非常にうまく運営され、教育の体制も整っていることを高校生 や地域の方にもよく知っていただき、ますますこの地域枠という制度が 充実して新潟県の医療に貢献していけるように努力していきたいので、 引き続きご支援、ご協力をお願いしたい。」と述べました。
- 本協定に基づき、これまで以上に新潟県の医療に携わる医師を一人で も多く確保するための人材養成及び県内の医療状況の情報提供などの連 携を図り、新潟県の安全・安心な社会の構築に貢献していきます。

# 青森県地域医療維持確保に向けた医師派遣等に関する三者協定

- 令和6年1月26日に青森県、弘前大学及び青森県立中央病院は、三者協定を締結し、 市町村 などから寄せられる医師派遣の要望を共有し、三者で医師派遣等について総合的に検討・調整し、 より効果的な医師派遣・配置につなげ、地域医療の維持確保を目指すこととなった。
  - ・県内唯一の医育機関 (弘前大学)
  - ・県立の総合病院 (県立中央病院)
  - ・行政(県)





関係機関がタッグを組んで、 医師のキャリア形成を

サポート!

# 広域連携型プログラムの概要①

令和6年度第1回 医道審議会 医師分科会 医師臨床研修部会

令和6年6月26日

資料1 一部改

医師多数県の基幹型病院(連携元病院)に採用された研修医が、医師多数県における研修を中心としつつ、 医師少数県等の臨床研修病院(連携先病院)においても一定期間研修するプログラム

# 地域における研修機会の充実に

一医師少数区域など地域の医療現場を経験できる機会を充実

# 複数の医療現場の魅力・特性を生かした充実した研修が可能に

一異なる医療現場を経験できる、地域における医療現場を経験できるなど

# 研修医のキャリアの選択肢に

一異なる環境で医療に従事する中で、研修医の将来のキャリア検討の選択肢や自分の特性に気づく契機になる

# 全国の臨床研修ネットワークの形成に

一異なる地域の臨床研修に関するネットワークが形成され知見の共有等につながる

以上に加え、本プログラムを通じて地域における医療へのキャリアの選択肢が広がるなど、 医師偏在対策に資する

参考①:大学病院で臨床研修を行った研修医が、病院(プログラム)を選んだ理由として、いわゆる「たすきがけプログラム」が 上位に挙がる

臨床研修を行った病院(プログラム)を選んだ理由(臨床研修修了者アンケート 研修先:大学病院)

	令和2年3月修了者	令和3年3月修了者	令和4年3月修了者
第1位	出身大学である (37.9%)	臨床研修のプログラムが充実(36.2%)	臨床研修のプログラムが充実(35.7%)
第2位	臨床研修のプログラムが充実(34.4%)	出身大学である(35.2%)	出身大学である(32.5%)
第3位	「たすきがけプログラム」があったから (27.7%)	「たすきがけプログラム」があったから (29.1%)	「たすきがけプログラム」があったから (26.0%)

参考②:臨床研修医の中でも長期の地域での研修を希望する者が一定数存在する

臨床研修修了者(令和3年度修了)アンケートにおいて、地域医療研修の期間が「短かった」と回答した者:約15%

# 広域連携型プログラムについて

第4回医道審議会医師分科会 医師臨床研修部会

令和6年11月27日

資料1-1

### 1. 連携元区域(医師多数県)

医師多数県のうち募集定員上限に占める採用率が全国平均以上の都道府県(但し、地理的事情などの特殊事情を有する沖縄県は除 く。)

東京都、大阪府、京都府、岡山県、福岡県

### 2. 連携先区域(医師少数県等)

①医師少数県のうち募集定員上限に占める採用率が全国平均以下の都道府県

青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、群馬県、新潟県、長野県、岐阜県、三重県、山口県、宮崎県

②医師中程度県のうち募集定員上限に占める採用率が全国平均以下の都道府県の医師少数区域

北海道、宮城県、福井県、島根県、大分県、鹿児島県の医師少数区域

※医師中程度県のうち募集定員上限に占める採用率が全国平均以下の都道府県の中で富山県、山梨県、広島県、愛媛県は医師少数区域がない。

※連携元区域に該当する医師多数県のうち、大阪府には医師少数区域がない。

③連携元区域に該当する医師多数県の医師少数区域(対象人数の一部)

東京都、京都府、岡山県、福岡県の医師少数区域

- ※連携元区域に該当する医師多数県の医師少数区域について、人口30万人以上の二次医療圏は連携先区域から除く。
- ※連携先病院が連携元区域に該当する医師多数県の医師少数区域に所在する病院である場合には、募集定員上限の5%のうち2%を限度とする。

### 3. 対象人数

・医師多数県の募集定員上限の5%以上

※連携先病院が連携元区域に該当する医師多数県の医師少数区域に所在する病院である場合には、募集定員上限の5%のうち2%を限度とする。

### 4. 時期・期間

- プログラムの実施時期は原則として臨床研修の2年目とする。
- ・プログラムの実施期間は24週又はそれ以上とする。

### 5. 費用負担

- ・プログラムの作成・実施に係る費用に関する国による支援を検討。
- ※令和7年度概算要求においては、広域連携型プログラムの責任者となるプログラム責任者に係る経費等を要求。

# 総合的な診療能力を有する医師の育成・リカレント教育について

第5回医師養成過程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会

令 和 6 年 7 月 3 E

資料 2

# 総合診療専門医について

- 2018年より総合的な診療能力を有する医師の専門性を評価する取組として、総合診療専門医の養成が新たに開始された。
- また、総合診療専門医については、医師を確保する観点等から、専攻医募集時の都道府県別・診療科別募集定員上限設定(シーリング)の対象外となっており、その採用数は年々増加している。
- また、総合診療専門医を取得するための研修の指導医についても、特任指導医という形で、 一定の要件を満たした医師について、順次認定を行い、指導体制の充実が図られている。
- 今後の総合診療専門医の養成については、シーリングの在り方の検討も踏まえながら、引き続き、地域で必要な総合的な診療能力を有する医師の確保ができるよう検討を行っていく。

# 総合的な診療能力を有する医師の養成について

- 大学にて総合的な診療能力を有する医師を育成・確保するための拠点を整備し、一貫した 指導体制のもと医師のキャリアパスの構築等を支援する事業を実施しており、令和6年度 は様々な地方の全国8大学が採択され、事業による取組みを進めている。
- 中堅以降の医師でも地域での勤務の意向のある医師は一定数いることや、今後、高齢者が増加するなか、複数疾患を抱える患者を診療できる能力が重要となると考えられることから、総合的な診療能力を有する医師の養成については、現状の各大学における総合診療医センターを中心とした養成に加えて、例えば、学会や病院団体が協力して、研修・地域における実践的な機会の提供・総合診療の魅力発信を一体的に実施するような方策を検討してはどうか。

参考

# 医学部臨時定員増に係る経緯について

令和6年11月28日医療部会資料

第7回医師養成過程を通じた 医師の偏在対策等に関する検討会

令 和 6 年 1 0 月 3 0 日

# 平成18年度(2006年)からの医学部臨時定員増に係る方針

- 以下の閣議決定等に基づき、平成20年度以降、医学部臨時定員を暫定的に増員する取組が実施されたが、平成31年までに 全ての臨時定員の設置期限を迎えることとなっていた。
  - ・「新医師確保総合対策」(平成18年8月31日 4 大臣※合意) ※ 4 大臣 : 総務大臣、財務大臣、文科大臣、厚労大臣
  - 「緊急医師確保対策」(平成19年5月31日政府・与党決定)
  - ・「経済財政改革の基本方針2009」(平成21年6月23日閣議決定)
  - ・「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)
- 平成30年6月15日閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針2018」

2020年度、2021年度については、2019年度の医学部定員を超えない範囲で、その必要性を慎重に精査しつつ、暫定的に現 状の医学部定員を概ね維持する。2022年度以降については、定期的に医師需給推計を行った上で、働き方改革や医師偏在の 状況等に配慮しつつ、将来的な医学部定員の減員に向け、医師養成数の方針について検討する。

○ 令和元年6月21日閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針2019」

医師偏在指標を活用し、臨床研修や専門研修を含む医師のキャリアパスも踏まえた実効性のある地域及び診療科の医師偏在対策を推進する。2022 年度以降の医学部定員について、定期的に医師需給推計を行った上で、医学部定員の減員に向け、医師養成数の方針について検討する。

- 令和4年度(2022年度)から令和7年度(2025年度)の医学部臨時定員に係る方針
- ・ 2022年度の医学部臨時定員については、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、当初令和4年度以降の医師養成数の方針を示すこととしていた2020年4月までの間に十分な議論を行うことができなかったことから、**暫定的に2020・2021年度と同様の方法で設定する**こととした。
- ・ 2023年度の医学部臨時定員については、**歯学部振替枠を除き2022年度と同様の方法で設定する**こととし、歯学部振替枠は廃止したうえで、地域の医師確保・診療科偏在対策に有用な範囲に限って、地域枠臨時定員として活用することとした。
- ・ 2024・2025年度の医学部臨時定員については、臨時定員全体の必要性を十分に精査し、地域における医師の確保に必要な範囲で臨時定員の設置を認めることとした上で、**令和元年度の医学部総定員数を上限とし、前年度の枠組みを暫定的に維持**することとした。
- 令和6年6月21日閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針2024」

2026 年度の医学部定員の上限については2024 年度の医学部定員を超えない範囲で設定するとともに、今後の医師の需給状況を踏まえつつ、2027 年度以降の医学部定員の適正化の検討を速やかに行う。

58

# 地域枠及び地元出身者枠数について(R6)

令和6年11月28日医療部会資料

第5回医師養成過程を通じた医師

4 1 - 4 - 1 1 1 1 1 1	恒久定員内地域枠			恒久定員	臨時定員 〈地域枠〉					
都道府県 名	恒久定員 合計	全体	うち、地元 出身要件あ り	内 地元出身 者枠	全体	うち、地元 出身要件あ り				
北海道	312	7	7	0	8	8				
青森	105	36	15	0	27	27				
岩手	94	1	0	0	37	25				
宮城	183	30	0	0	7	7				
秋田	102	2	2	0	29	24				
山形	106	6	5	0	8	8				
福島	85	43	35	0	47	0				
茨城	107	4	3	0	62	37				
栃木	110	0	0	0	10	0				
群馬	105	0	0	0	18	18				
埼玉	110	0	0	0	47	2				
千葉	240	5	0	0	34	0				
東京	1,397	5	5	0	20	20				
神奈川	414	27	16	0	25	25				
新潟	100	0	0	0	77	25				
富山	100	0	0	0	12	12				
石川	215	1	1	0	10	0				
福井	105	0	0	0	10	5				
山梨	105	15	15	0	24	24				
長野	105	7	0	0	20	0				
岐阜	85	3	3	0	25	25				
静岡	105	0	0	0	68	0				
愛知	409	0	0	0	32	32				
三重	105	15	15	0	20	15				

		恒久定員	内地域枠	<b>恒久</b>		
都道府県 名	恒久定員 合計	全体	うち、地元 出身要件あ り	内 地元出身 者枠	全体	が作り うち、地元 出身要件あ り
滋賀	105	11	9	0	5	0
京都	207	2	2	0	5	5
大阪	510	0	0	0	15	0
兵庫	213	3	0	0	16	14
奈良	100	0	0	0	15	0
和歌山	90	20	0	0	12	10
鳥取	85	7	5	0	19	7
島根	100	14	14	0	17	10
岡山	215	0	0	0	4	4
広島	105	5	5	0	15	15
山口	100	0	0	0	17	17
徳島	100	5	5	0	12	12
香川	100	0	0	0	14	14
愛媛	100	5	5	0	15	15
高知	100	10	5	0	15	15
福岡	430	0	0	0	5	5
佐賀	98	0	0	0	6	2
長崎	100	0	0	0	22	16
熊本	105	3	3	0	5	5
大分	100	3	3	0	10	10
宮崎	100	40	25	0	2	2
鹿児島	100	0	0	0	20	20
沖縄	105	5	5	0	12	12

・恒久定員内地域枠:恒久定員のうち、当該都道府県内で卒後一定期間従事要件があり、具体的な従事 要件の設定や配置に地域医療対策協議会もしくは都道府県が関与するもの(一部地元出身要件あり。)

・恒久定員内地元出身者枠: 当該都道府県での従事要件はないが、地元出身要件がある恒久定員 ・臨時定員(地域枠): 当該都道府県での従事要件がある臨時定員(一部地元出身要件あり。)

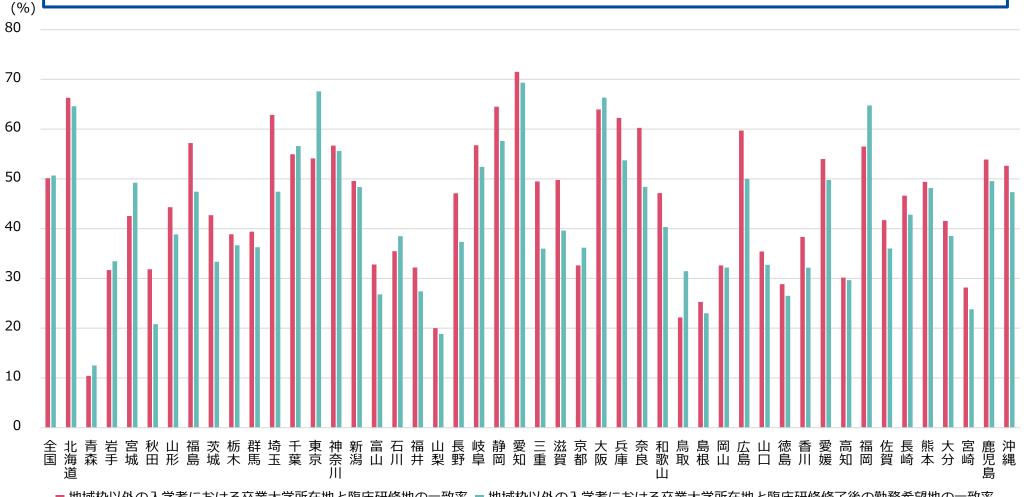
いずれかの修学資金制度に申込むことを条件としており、本表に含まない。自治医 科大学の臨時定員23枠は、栃木県指定枠3枠を含み本表には含まない。)

文部科学省調べ(速報値)(他県の大学に設置している地域枠・地元出身者枠の数 黄:医師多数県 を含む。) (※なお、東北医科薬科大学の恒久定員内地域枠の一部は、複数の県の 青:医師少数県

※現医師確保計画(R6年度)に 用いられている医師偏在指標による

# 地域枠以外の入学者における 卒業大学所在地と臨床研修地及び臨床研修修了後の勤務希望地

地域枠以外の入学者における卒業大学所在地と臨床研修修了後の勤務希望地の一致率は、全国平均では5割程度だが、秋田、富山、 福井、島根、徳島、高知、宮崎は3割未満、青森、山梨は2割未満となっている。



■地域枠以外の入学者における卒業大学所在地と臨床研修地の一致率

<sup>「</sup>地域医療等に従事する意思を持った学生選抜枠」で入学していないと回答した者

自治医科大学、産業医科大学、防衛医科大学については除外

大学が海外の場合及び当該項目について無回答の場合は除外

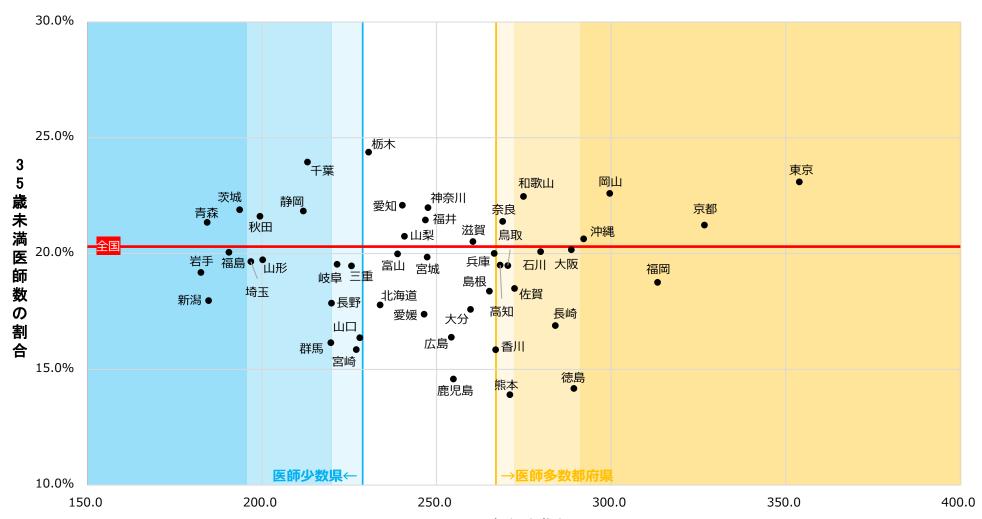
# 35歳未満医師数の割合と医師偏在指標

令和6年11月28日医療部会資料

第6回医師養成過程を通じた医師 の偏在対策等に関する検討会 資料1

9 月 2 0

都道府県別の医療施設従事医師数に占める35歳未満医師数の割合は、栃木、千葉、東京、岡山、和歌山が高く、 ても熊本、徳島は15%未満と低くなっている。



医師偏在指標

<sup>※「</sup>医師・歯科医師・薬剤師統計」(令和4年)の医療施設従事医師数の人数を集計 ※令和6年1月10日更新の医師偏在指標を使用

# 人口10万人あたり65歳以上医師数と医師偏在指標

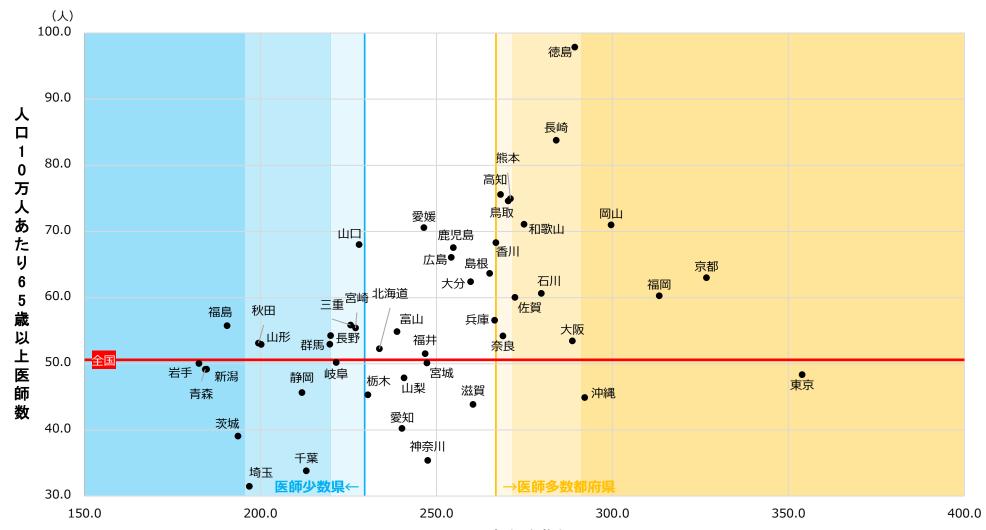
第6回医師養成過程を通じた医師 の偏在対策等に関する検討会

年 9 月 2 0

令和6年11月28日医療部会資料

資料1

人口10万対65歳以上医師数は、徳島、長崎、高知など医師多数県ほど多い傾向はあるものの、医師多数県であっても東京や沖縄 で全国平均を下回っている。



医師偏在指標

<sup>※「</sup>医師・歯科医師・薬剤師統計」(令和4年)の医療施設従事医師数の人数を集計

<sup>※</sup>人口10万人あたりを算出するに当たっては、総務省「人口推計(2022年(令和4年)10月1日現在) | を使用 ※令和6年1月10日更新の医師偏在指標を使用

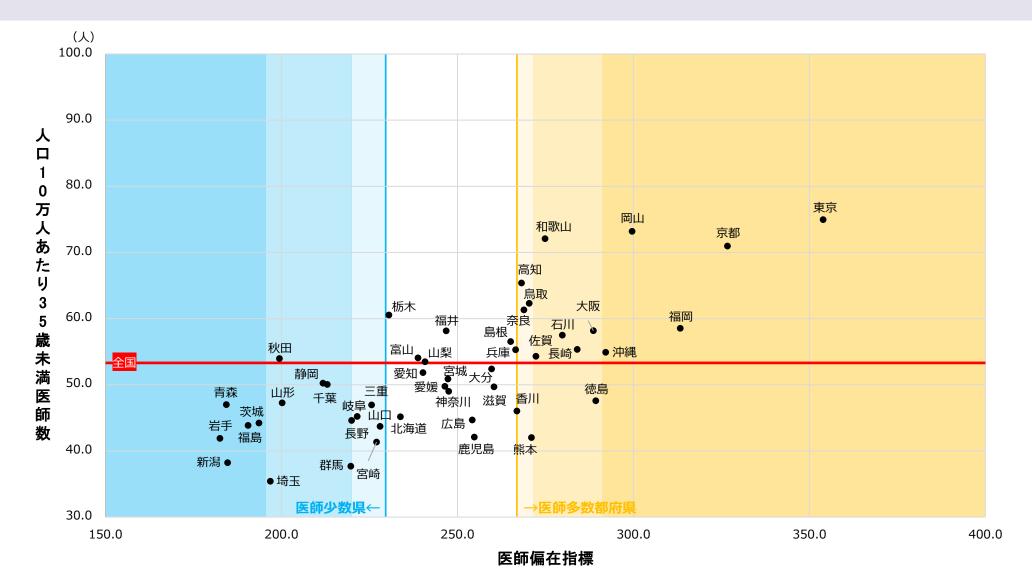
# 人口10万人あたり35歳未満医師数と医師偏在指標

令和6年11月28日医療部会資料

第6回医師養成過程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会資料1

和 6 年 9 月 2 0 日

○ 人口10万対35歳未満医師数は、東京、岡山、和歌山、京都など医師多数県ほど多く、医師少数県ほど少ないが、秋田は全国平均を上回っている。



<sup>※「</sup>医師・歯科医師・薬剤師統計」(令和4年)の医療施設従事医師数の人数を集計

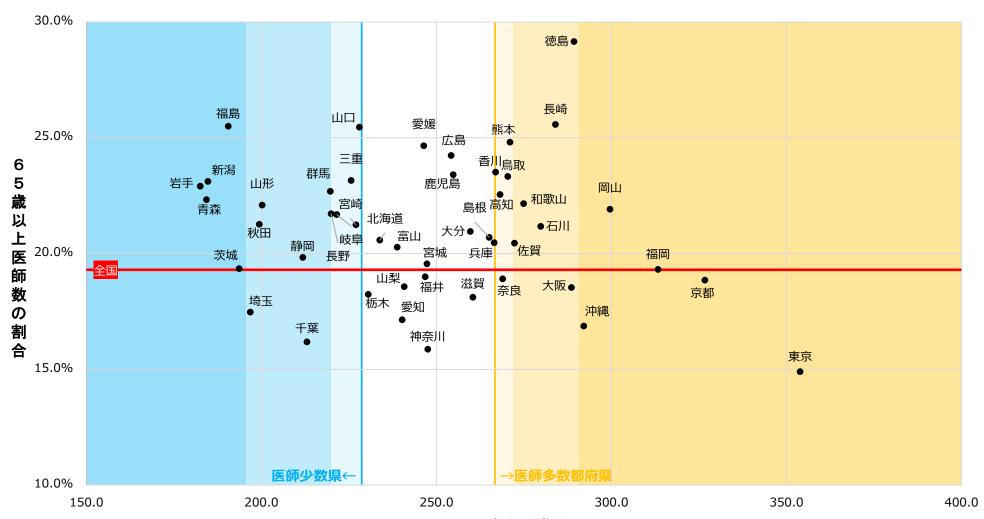
# 65歳以上医師数の割合と医師偏在指標

一 令和6年11月28日医療部会資料

第6回医師養成過程を通じた医師 の偏在対策等に関する検討会 資料1

口6年9月20日

○ 都道府県別の医療施設従事医師数に占める65歳以上医師数の割合は、徳島、長崎、福島、山口が25%以上となっており、東京は 15%未満となっている。



医師偏在指標

<sup>※「</sup>医師・歯科医師・薬剤師統計」(令和4年)の医療施設従事医師数の人数を集計 ※令和6年1月10日更新の医師偏在指標を使用

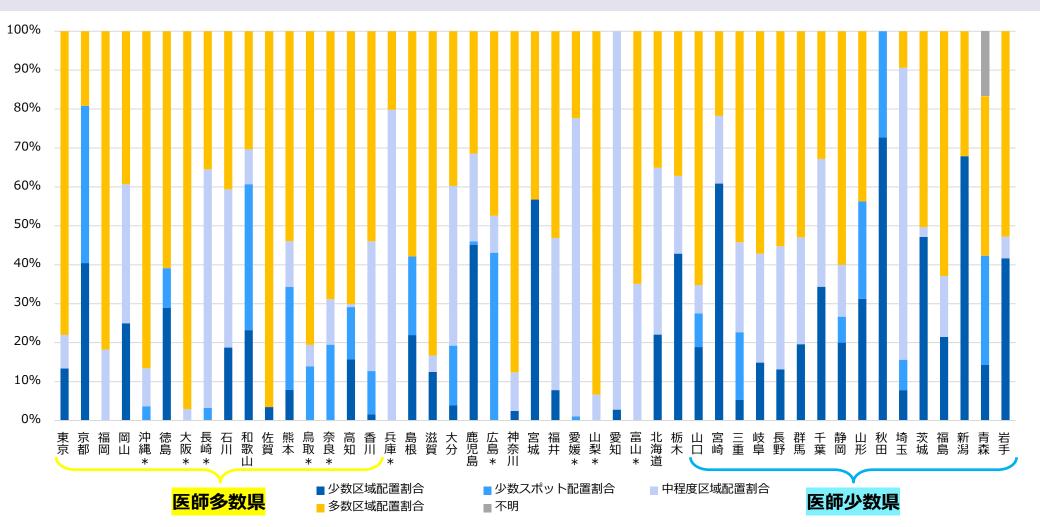
令和6年11月28日医療部会資料

第6回医師養成過程を通 の偏在対策等に関する検討会 資料1

> 月 2 0

9

医師少数県では、医師少数区域に地域枠医師を多く配置している県が複数見られる。 一方、医師多数県では、医師少数区域への地域枠医師の配置がない県や、そもそも医師少数区域が存在しない 県もあるが、医師少数区域へ地域枠を配置し、地域枠を活用している都道府県も見られる。



(令和6年度医学部臨時定員増に関する都道府県意向調査結果より)

<sup>※</sup> 左からR6年度以降の医師確保計画に用いられている医師偏在指標が大きい都道府県順。

<sup>※ 「\*」</sup>を付した沖縄県、大阪府、長崎県、鳥取県、奈良県、兵庫県、広島県、愛媛県、山梨県、富山県は、医師少数区域がない都道府県。

<sup>※</sup> 卒後3年目以降の配置状況(義務履行期間猶予中のものを除く。)を集計。ただし、愛知県は専門研修終了後の医師、滋賀県は卒後6年目以降の医師の配置状況。

# 「日本専門医機構における医師専門研修シーリングによる医師偏在対策の効果検証」における

専攻医アンケート調査結果

第6回医師養成過程を通じた医師 の偏在対策等に関する検討会資料1

一部改

令 和 6 年 9 月 2 0 日

# 希望していた基本領域を選択しなかった理由(複数回答)

【専攻医調査(有効回答数15,857件・有効回答率46.3%、WEB形式)】

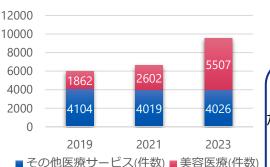
	人数 (人)	らいから将来的に専門性を維持しづ	から 仕事の内容が想像と違った	やりがいを感じないから	適性・才能がないから	生命に直結するから	生命に直結しないから	手技が少ないから	手技が多いから	訴訟リスクが大きいから	開業しにくいから	— ジがあし	しいイメージがあるから医師が過剰であり競争が激	る機会が多いかとコミュニケー	を取る機会が少ないから患者とコミュニケー ション	与 等 処 遇	保が難しいからワー クライフバランスの確	ス	協力的でないから出産・育児・子供の教育に	±	いから 指導・教育体制が十分でな	が 取	見えづらいから 継続したキャリアプランが	らの 将	験で受からなかったから定員が厳しいから/採用試	その他
全体	1, 118	17. 2	14. 9	7. 1	9. 1	3.6	2. 1	4. 7	2. 3	3.8	5. 2	8.8	7. 1	1. 2	1. 3	5. 2	14.8	5. 0	-	0. 7	3. 9	8. 2	11.4	7. 4	12. 9	14. 4
内科	189	14. 3	16.9	9.5	12. 2	7. 9	1.6	10. 1	1.6	1.6	2. 1	12. 7	5. 3	1.1	0. 5	8.5	27. 0	6.3	8. 5	0. 5	5. 8	16.9	10.1	6. 9	10.6	14. 3
小児科	62	14.5	8. 1	4. 8	4. 8	4.8	1.6	3. 2	0.0	4.8	0.0	16.1	1.6	1.6	0.0	6.5	24. 2	3. 2	4.8	0.0	1.6	4.8	4. 8	6.5	11. 3	22.6
皮膚科	87	9. 2	10. 3	10. 3	4. 6	0.0	3.4	4. 6	1.1	1.1	1.1	0.0	12.6	0.0	0.0	2. 3	3. 4	8. 0	6.9	1. 1	0.0	16.1	8. 0	5. 7	34. 5	9. 2
精神科	58	10.3	17. 2	8.6	10.3	1.7	1. 7	5. 2	1. 7	3.4	1. 7	0.0	24. 1	5. 2	0.0	1.7	1. 7	0.0	0.0	0.0	3. 4	8.6	3.4	0.0	25. 9	17. 2
外科	109	24.8	15.6	3. 7	11. 9	4.6	0.0	1.8	2. 8	5.5	6. 4	21. 1	2. 8	0.0	0.0	9. 2	33. 9	12. 8	19. 3	0.9	2. 8	8.3	13.8	8. 3	1.8	11.0
希整形外科	39	7.7	28. 2	5. 1	15. 4	2.6	7.7	5. 1	5. 1	0.0	2. 6	5. 1	15. 4	0.0	0.0	0.0	5. 1	2. 6	7. 7	0.0	0.0	2.6	7.7	5. 1	2. 6	12.8
望産婦人科	41	2.4	14.6	4. 9	9.8	9.8	2.4	4. 9	4.9	22. 0	2. 4	17. 1	0.0	2. 4	0.0	7.3	14.6	2. 4	4.9	0.0	2. 4	2.4	2. 4	4. 9	2.4	22.0
し眼科	63	9.5	11. 1	4. 8	11.1	1.6	3. 2	0.0	11. 1	3. 2	1.6	0.0	17. 5	3. 2	0.0	1.6	4. 8	4. 8	1.6	0.0	0.0	6.3	7. 9	1.6	33.3	12.7
て耳鼻咽喉科	16	31.3	18.8	0.0	6.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.5	6.3	6.3	0.0	6.3	12.5	6.3	6.3	0.0	6.3	0.0	6.3	6.3	12.5	12.5
が一派尿器科	29	10.3	10.3	6. 9	13.8	0.0	0.0	3. 4	6.9	0.0	10.3	0.0	6.9	0.0	3.4	3.4	10.3	6. 9	6.9	0.0	0.0	0.0	13.8	3.4	10.3	17. 2
基脳神経外科	29	27.6	17. 2	3.4	20. 7	6.9	3.4	3. 4	3.4	13.8	6.9	27. 6	6.9	3.4	0.0	10. 3	41. 4	17. 2	20. 7	6.9	10.3	3.4	24. 1	6. 9	10.3	6.9
本│放射線科	39	10.3	15.4	2. 6	7. 7	0.0	0.0	5. 1	0.0	0.0	15. 4	5.1	5. 1	0.0	7. 7	5.1	5. 1	2. 6	2. 6	0.0	5. 1	10.3	10.3	23. 1	15.4	23. 1
領麻酔科	60	15.0	8.3	13. 3	11. 7	6.7	0.0	6. 7	3. 3	5.0	15.0	10.0	6.7	0.0	6.7	0.0	5.0	5.0	3.3	3. 3	3. 3	6.7	8. 3	5. 0	8. 3	18.3
域 病理	13	0.0	23. 1	0.0	7. 7	0.0	7.7	0.0	0.0	0.0	15. 4	15.4	0.0	0.0	15. 4	7. 7	7. 7	0.0	7. 7	0.0	7. 7	7. 7	15. 4	7. 7	0.0	23. 1
臨床検査	4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	25.0	0.0	25.0	50.0
救急科	83	27. 7	22. 9	6.0	6.0	3.6	1. 2	2. 4	0.0	6.0	12.0	8.4	3. 6	1. 2	2. 4	3.6	8. 4	2. 4	8.4	1. 2	3. 6	2.4	18. 1	8. 4	3. 6	7. 2
形成外科	79	11. 4	10.1	2. 5	6. 3	0.0	8.9	0.0	2. 5	2. 5	7. 6	2.5	8.9	0.0	0.0	5.1	12. 7	0.0	3.8	0.0	5. 1	7. 6	10.1	6. 3	25. 3	17. 7
リハビリテーション科	30	30.0	10.0	26. 7	0.0	3.3	0.0	10.0	0.0	3. 3	6. 7	0.0	6.7	0.0	0.0	10.0	10.0	3. 3	3.3	0.0	10.0	3.3	26.7	16. 7	10.0	6. 7
総合診療	88	39.8	17. 0	6.8	4. 5	0.0	0.0	5. 7	0.0	2. 3	2. 3	3.4	0.0	1. 1	1. 1	3.4	5. 7	1. 1	1. 1	0.0	8. 0	3.4	20.5	14. 8	1.1	13.6

出典:令和5年度厚生労働行政推進調查事業補助金(厚生労働科学特別研究)

「日本専門医機構における医師専門研修シーリングによる医師偏在対策の効果検証」(研究代表者:日本専門医機構理事長 渡辺毅) 66

# 1. 美容医療を取り巻く状況

# 医療の相談件数の推移



出典: PIO-NET(※) へ2024年3月31日までに登録

された相談データ











令和6年11月28日医療部会資料

「シワを取るはずが顔面麻痺が残った…」

「医師ではない人に治療方針を決定され た… |

「オンラインで無診察処方された…」

「強引に高額な契約を結ばされた…」

「SNS広告を見て受診しトラブルに…」

, 「関係法令&ルールを知らない…」

「提供した医療の内容や契約内容につ いて患者とトラブルになる… |

「研修・教育体制が不十分…」

「問題が起こっても対処できない…」

「安全管理の状況・体制等を把握し にくい…」

「通報を受けたが立入検査に入って よいケースかどうか分からない…1

「カルテを見ても診療の実態がわから ず、指導ができない…」

# 2. 美容医療がより安全に、より高い質で提供されるに当たっての課題と対応策

### 課題

- ・美容医療を提供する医療機関における院内の安全管理の 実施状況・体制等を保健所等が把握できていない
- ・患者側も医療機関の状況・体制を知る手段がなく、医療 機関における相談窓口を知らない
- 関係法令&ルール(オンライン診療に係るものを含 む。)が浸透していない
- ・合併症等への対応が困難な医師が施術を担当している
- ・安全な医療提供体制や適切な診療プロセスが全般的・統 一的に示されていない
- ・アフターケア・緊急対応が行われない医療機関がある
- ・保健所等の指導根拠となる診療録等の記載が不十分な場 合がある
- ・悪質な医療広告が放置されている

# 対応策

- 美容医療を行う医療機関等の報告・公表の仕組みの導入
  - ⇒安全管理措置の実施状況/専門医資格の有無/相談窓口の設置状況等に ついて都道府県等に対する報告を求め、そのうち国民に必要な情報を公表
- 関係法令&ルールに関する通知の発出
  - ⇒保健所等による立入検査や指導のプロセス・法的根拠の明確化
- 医療機関による診療録等への記載の徹底
- オンライン診療指針が遵守されるための法的整理
- 関係学会によるガイドライン策定
  - ⇒遵守すべきルール/標準的な治療内容/記録の記載方法/有害事象発生時の 対応方針/適切な研修のあり方/契約締結時のルール等を盛り込んだガイドラ インを策定
- 医療広告規制の取締り強化
- 行政等による周知・広報を通した国民の理解の促進等

※パイオネット:全国消費生活情報ネットワークシステム。国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベース

# 美容医療の適切な実施に関する検討会 報告書(概要)

# 1. 適切な美容医療が安全に提供されるようにするための対応策

- 美容医療を行う医療機関等の 報告・公表の仕組みの導入
- 保健所等による立入検査や指導 のプロセス・法的根拠の明確化
- 診療録等への記載の徹底
- オンライン診療のルールの整理

美容医療を提供する医療機関の管理者を対象として、当該医療機関における安全管理措置の実施状況、医師の専門医資格の有無、合併症や後遺症等の問題が起こった場合に患者が相談できる連絡先等について、定期的(年に1回)な報告を求めることとし、また、その報告内容のうち患者が相談できる連絡先など必要な内容を、都道府県等において公表

厚生労働省において、医師法や保助看法等への違反疑いのある事例に対する医療法に基づく保健所等の立入検査等の可否・法的根拠や、立入検査の実施プロセス、調査の観点について明確化を行い、解釈通知を発出

診療録の記載事項について、各診療の実態を確認するために<u>必要な内容を記載</u>

厚生労働省において、**オンライン診療指針が厳格に遵守**されるよう、その法的な位置づけを整理

# 2. 美容医療の質をより高め、質の高い医療機関が患者に選ばれるようにするための対応策

・美容医療のトラブルに係る相談窓口

以下の内容を盛り込んだガイドラインを複数の関係学会、日本医師会や日本歯科医師会等の団体が主体的に策定。

- ・医事法制(医師法、保助看法、医療法等)や消費者保護法制等の遵守すべき関係法令の内容、明確な解釈
- ·標準的な治療内容·手技、医療機関の医師数や経歴·専門性、合併症や後遺症等に関するリスクの説明方法等
- ・診療に関する記録として残しておくべき事項やその記載方法 (患者の要望・同意内容、提案・説明内容、手術・投薬等の内容・結果等)
- ・有害事象発生時の対応(アフターケア、医療機関との連携、急変時の体制の構築等)
- ・経験・年次・専門性等に応じた治療の実施や、研修制度、指導担当医師による教育システム等
- ・契約締結時の遵守すべきルール (契約書面に記載すべき内容、医師の説明内容、いわゆるカウンセラーとの役割分担、 即日治療の原則禁止等)
- ・医療広告のネットパトロールを強化し、違法な広告により患者が医療機関に誘引されないように取り組む

患者が美容医療の特徴やリスクを正しく理解し医療を選択できるよう、患者に対し以下のような周知・広報を実施

- ・美容医療に関する医事法制(いわゆるカウンセラーによる治療内容の決定の違法性等)
- ・美容医療に関する消費者保護法制(契約の中途解約やクーリング・オフ制度、書面交付義務等)
- ・美容医療において**発生しうる問題事例やリスク**(副作用や合併症・後遺症、契約トラブル等)
- ・天台区原にのいて<u>先生リンの问题事例ドリスク</u>(創作用で可用症・依息症、矢利ドリノル寺)

● 関係学会によるガイドライン策定

- 医療広告規制の取締り強化
- 行政等による周知・広報を通した 国民の理解の促進等

3. 今後の医師偏在対策に向けて

- 2. 医療・介護制度等の改革
- く② 「加速化プラン」の実施が完了する 2028 年度までに実施について検討する取組>
- ◆ 医師偏在対策等
  - 医師の偏在対策の観点から、医師養成過程における取組を進めるとともに、医師少数区域等 で勤務した医師を認定する制度において、管理者として評価する医療機関を拡大するなど、 医師が少ない地域での医師確保の取組について更なる検討を進める。あわせて、オンライン 診療の活用やタスク・シフト/シェアの推進を図る。
  - 医師の地域間、診療科間、病院・診療所間の偏在是正に向けて、医学部臨時定員、経済的イ ンセンティブや、外来医師多数区域における都道府県知事の権限強化を始めとする規制的手 法の在り方について検討する。

# 「経済財政運営と改革の基本方針2024」(令和6年6月21日閣議決定)

- 中長期的に持続可能な経済社会の実現~「経済・財政新生計画」~
- 3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題
  - (1) 全世代型社会保障の構築

(医療・介護サービスの提供体制等) (略)

医師の地域間、診療科間、病院・診療所間の偏在の是正を図るため、医師確保計画を深 化させるとともに、医師養成過程での地域枠の活用、大学病院からの医師の派遣、総合的 **な診療能力を有する医師の育成、リカレント教育の実施等の必要な人材を確保するための** 取組、経済的インセンティブによる偏在是正、医師少数区域等での勤務経験を求める管理 者要件の大幅な拡大等の規制的手法を組み合わせた取組の実施など、総合的な対策のパッ **ケージを2024年末までに策定する**。あわせて、2026年度の医学部定員の上限については 2024年度の医学部定員を超えない範囲で設定するとともに、今後の医師の需給状況を踏 まえつつ、2027年度以降の医学部定員の適正化の検討を速やかに行う。 (略)

(太字、下線は加筆)

# 医師偏在是正に向けた総合的な対策

近未来健康活躍社会戦略 (令和6年8月30日厚生労働省)

少子高齢化が進展する中、持続可能な医療提供体制の構築に向け、地域間・診療科間の医師偏在の是正を総合的に推進する。

▶ ①医師確保計画の深化・②医師の確保・育成・③実効的な医師配置を柱として、2024年末までに総合的な対策のパッケージを策定し、これらを組み合わせた医師偏在是正に係る取組を推進する。

	と来たし、これりと他の自力とに区間に開けた上にかられたとうにとうる。												
<総合的な	<総合的な対策パッケージの骨子案>												
対策	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度									
①医師確保 計画の深化	◆人口や医療アクセス状況等を踏まえ、都道府 県における医師偏在の是正プランの策定、国 における重点的な支援対象区域の選定。	「第8次医師確保計画(後 期)ガイドライン」策定	「第8次医師確保計画(後期)」策定	「第8次医師確保計画(後期)」開始									
	◆ 医師少数区域等での勤務経験を求める管理 者要件の大幅な拡大、外来医師多数区域の都 道府県知事の権限強化、保険医制度における 取扱い等の規制的手法を検討。	必要に応じて 法令改正		改正法令施行									
②医師の 確保・育成	◆ 臨床研修の広域連携型プログラムの制度化。	各医療機関でプログラム 作成、研修医の募集・採用	プログラム開始	>									
	◆ 中堅以降医師等の総合的な診療能力等に係 るリカレント教育について、R7年度予算要求。	リカレント教育事業開始											
	◆ 医師多数県の臨時定員地域枠の医師少数県への振替を検討。	医師少数県の	県の臨時定員地域枠の拡充										
③実効的な 医師配置	◆地域医療介護総合確保基金等による重点的な支援区域の医療機関や処遇改善のための経済的インセンティブ、当該区域への医師派遣等を行う中核的な病院への支援、全国的なマッチング機能の支援等を検討。												
	◆ 大学病院との連携パートナーシップについて、 都道府県・大学病院にヒアリング等を行い、対 応を検討。	都道府県・大学病院と 協議、パートナーシップ のプランの内容整理	「第8次医師確保計画(後 期)」にプランを反映	プラン開始 72									

令和6年9月5日第1回厚生労働省医師偏在対策推進本部資料より

# 医師偏在是正に向けた総合的な対策パッケージの骨子案の主な論点

# 主な論点

- ① 医師確保計画の実効性
  - 都道府県が医師偏在是正に主体的に取り組み、国は都道府県をサポートする仕組みを検討すべきではないか。
- ② 医師の確保・養成
  - 医師少数区域等での勤務を後押しするため、医学生・若手医師の地域への理解・意識を涵養し、地域での活躍を推進するとともに、臨床研修の広域連携型プログラムの制度化、医師少数区域等での勤務経験を求める管理者要件の対象医療機関の大幅な拡大を検討すべきではないか。
  - 外来医師多数区域における新規開業希望者に対する医療機能の要請等の現行の仕組みをより実効力のあるものとする等の規制的手法について、医療法等における位置づけを含めて検討すべきではないか。
  - 保険医制度の中で、保険診療の質を高めつつ医師の偏在是正に向けて、どのような方策が考えられるか検討すべきではないか。
  - 地域の医療需要や働き方改革推進の観点から、より一層の対応が必要な診療科の医師について、インセンティブを高める方策 についてどのように考えるか。
  - 医師少数区域等で勤務することも念頭に、中堅以降医師等の総合的な診療能力等に係るリカレント教育を推進すべきではないか。
  - 医師養成過程や診療報酬を通じた対策についても、医師偏在是正の観点から検討すべきではないか。
  - ※ なお、骨太方針2024においては「今後の医師の需給状況を踏まえつつ、2027年度以降の医学部定員の適正化の検討を速やかに行う。」とされている。
- ③ 実効的な医師配置
  - 新たに選定する重点的な支援対象区域(都道府県において医師偏在対策に重点的に取り組む支援対象区域)における開業・承継の支援や、経済的インセンティブを含め、医師の勤務意欲につながる方策について検討すべきではないか。
  - 新たに選定する重点的な支援対象区域に医師派遣等を行う大学病院等の中核的な病院への支援や、全国的なマッチング機能の 支援等を検討すべきではないか。
- ④ 実施に向けて
  - ①~③の取組を推進していく上で、規制的手法はもとより、経済的インセンティブとして、どのような対応が必要か。経済的インセンティブによる偏在是正を進めるにあたっては、国や地方のほか、保険者等からの協力を得るなど、あらゆる方策を検討すべきではないか。
  - ①~③の取組を国、地方、医療関係者、保険者等がどのように協力して実施していくべきか。

# 新たな地域医療構想等に関する検討会 開催要綱

令和6年9月5日

第110回社会保障審議会医療部会

資料 2

新たな地域医療構想等に関する検討会 開催要綱(抜粋)

令和6年9月30日新たな地域医療構想等 に関する検討会資料

# 1. 目的

- 地域医療構想は、中長期的な人口構造や地域の医療ニーズの質・量の変化を見据え、医療機関の機能分化・連携を進め、良質かつ適切な医療を効率的に提供できる体制の確保を目的としている。
- 本検討会は、現行の地域医療構想が2025年までの取組であることから、新たな地域医療構想について、2040年頃を見据え、医療・介護の複合ニーズを抱える85歳以上人口の増大や現役世代の減少に対応できるよう、病院のみならず、かかりつけ医機能や在宅医療、医療・介護連携等を含め、地域の医療提供体制全体の地域医療構想として検討することを目的に開催するものである。

### 2. 検討事項

- (1) 新たな地域医療構想の策定及び施策の実施に必要な事項
- (2) 医師偏在対策に関する事項(医師養成過程を通じた対策を除く)
- (3) その他本検討会が必要と認めた事項

### <新たな地域医療構想等に関する検討会 構成員>

(敬称略、五十音順)

			(敬称哈、五十百順)			
	石原	靖之	岡山県鏡野町健康推進課長	河本	滋史	健康保険組合連合会専務理事
	伊藤	伸一	一般社団法人日本医療法人協会会長代行	櫻木	章司	公益社団法人日本精神科病院協会常務理事
	猪口	雄二	公益社団法人全日本病院協会会長	高橋	泰	国際医療福祉大学大学院教授
	今村	知明	奈良県立医科大学教授	玉川	啓	福島県保健福祉部次長(保健衛生担当)
	江澤	和彦	公益社団法人日本医師会常任理事	土居	丈朗	慶應義塾大学経済学部教授
$\bigcirc$	遠藤	久夫	学習院大学長	東	憲太郎	公益社団法人全国老人保健施設協会会長
	大屋	祐輔	一般社団法人全国医学部長病院長会議地域の医療及	松田	晋哉	産業医科大学教授
			び医師養成の在り方に関する委員会委員長	望月	泉	公益社団法人全国自治体病院協議会会長
	岡	俊明	一般社団法人日本病院会副会長	森山	明	富山県魚津市民生部参事兼魚津市健康センター所長
	尾形	裕也	九州大学名誉教授		女フ	認定NPO法人ささえあい医療人権センターCOML
	<del>不</del>	照幸	<sub>召去</sub> 一般社団法人未来研究所臥龍代表理事/兵庫県立	山口	育子	理事長
香取		烘羊	大学大学院特任教授	吉川	久美子	公益社団法人日本看護協会常任理事

○:座長、□:座長代理 ※ 必要に応じて参考人の出席を要請

# 医師養成過程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会 開催要綱

令和6年9月5日

第110回社会保障審議会医療部会

資料2一部改編

医師養成過程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会 開催要綱(抜粋)

令和6年9月30日新たな地域医療構想等 に関する検討会資料

# 1. 目的

- 医師の偏在対策や需給については、「医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会」等で議論されており、地域における医師確保の状況も踏まえながら、医学部臨時定員の在り方が検討されてきた。
- その中で、医学部臨時定員については、医療計画の策定を通じた医療提供体制や医師の配置の適正化と共に検討する必要があるため、「第8次医療計画等に関する検討会」等の検討状況を踏まえ検討する必要があるとされた。
- その後、医療計画に関する検討が一定のとりまとめをされたことを踏まえ、地域枠をはじめとした医師養成過程を通じた医師の地域偏在・診療科偏在について検討する。
- また、医師の偏在対策を検討するにあたり、医学部臨時定員の在り方についても一体的に検討することとし、本検討会を開催する。

# 2. 検討事項

- (1) 医師養成過程を通じた医師偏在対策について
- (2)医学部臨時定員の在り方等について

〈医師養成過程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会 構成員〉

(敬称略、五十音順)

今村 英仁 公益社団法人日本医師会常任理事

印南 一路 慶應義塾大学総合政策学部教授

○ 遠藤 久夫 学習院大学長

小笠原邦昭 一般社団法人日本私立医科大学協会

神野 正博 四病院団体協議会(公益社団法人全日本病院協会副会長)

木戸 道子 日本赤十字社医療センター第一産婦人科部長

□ 國土 典宏 国立研究開発法人国立国際医療研究センター理事長

坂本 純子 認定NPO法人ささえあい医療人権センターCOML 委員バンク登録会員

野口 晴子 早稲田大学政治経済学術院教授

花角 英世 全国知事会

横手幸太郎 一般社団法人国立大学病院長会議特任委員

○:座長、□:座長代理 ※ 必要に応じて参考人の出席を要請